

官報 号外

昭和四十三年五月十七日

○第五十八回 衆議院会議録 第三十五号

昭和四十三年五月十七日(金曜日)

午後一時 本会議

昭和四十三年五月十七日

昭和四十三年五月十七日(金曜日)

午後一時二十七分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きま
す。

午後一時 本会議

昭和四十三年五月十七日

○本日の会議に付した案件

一九六八年十勝沖地震に関する緊急質問 (田中正巳君提出)

北海道、東北地方における大地震に関する緊急質問 (児玉末男君提出)

十勝沖大地震に関する緊急質問 (吉田之久君提出)

十勝沖沖地震に関する緊急質問 (鈴切康雄君提出)

十勝沖沖地震に関する緊急質問 (吉田之久君提出)

十勝沖沖地震に関する緊急質問 (鈴切康雄君提出)

十勝沖沖地震に関する緊急質問 (吉田之久君提出)

十勝沖沖地震に関する緊急質問 (鈴切康雄君提出)

○田中正巳君 私は、自由民主党を代表して、昨日突如として北海道及び東北地方を襲いました昭和四十三年度十勝沖地震の被害に關し、若干の質問を行なわんとするものであります。

さて、今回の地震は、マグニチュード七・八と報せられております。ただいままで報告されたところによりますれば、この地震の発生地の地理的な位置及び社会的環境等により、なるほど人質的及び物的被害は、関東大震災のごとき膨大なものにはならない模様であります。ここで政府関係の方々によく御認識願いたいことは、この地震の被災地の被災地の経済的、社会的実情であります。すなわち、この地方は、今日高度経済成長を遂げつてあるわが国の中にあって、比較的その恩典に浴しない低位経済地帯であるということであります。すなわち、このことが、一見トータルした被害金額や人員が比較的少ないと見られるにもかかわらず、その及ぼす被害がこれらの地方及びその住民にとつてはなはだ痛烈であるという事実であります。

この際、田中正巳君提出、一九六八年十勝沖地震に関する緊急質問、児玉末男君提出、北海道、東北地方における大地震に関する緊急質問、吉田之久君提出、十勝沖大地震に関する緊急質問、及び鈴切康雄君提出、十勝沖地震に関する緊急質問を順次許可されることを望みます。

○議長(石井光次郎君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

「[御異議なし]と呼ぶ者あり」

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

まず、田中正巳君提出、一九六八年十勝沖地震に関する緊急質問を許可いたします。田中正巳君。

さらに、この種の災害の節、從来しばしば国会においても、また地方住民の方々との間にも論ぜられることは、激甚災害特別財政援助法の適用に関する問題であります。この種の災害対策の根本的な考え方は、およそ災害対策は一般的にあくまでも地方公共団体の責任であって、ただ制度の根本的な考え方、およそ災害対策は一般にあくまでも地方公共団体の責任であって、ただ予算編成方針との関連についての問題であります。

それが当該団体の負担として特に過重なるときに限り國が援助するということであり、特に同法第二章の「公共土木施設災害復旧事業等に關する特別の財政援助」においては、いわゆる総合負担軽減方式を採用し、事業主体たる都道府県、市町村の各種災害復旧事業費の自己負担分の合計額を、当該団体の標準税収入との見合いにおいて順次遞減していく方式をとつておるところに、顯著にその思想があらわれておりますが、しかし、この種の天災等につきましては、今日の一般行政の多くは中央依存的な行財政の仕組み、及び被災民の被災時ににおける不安におののき、わらをもつかみたいといふ、とほうにくれた感情からするならば、いかにも國が責任回避的な、ないしは冷淡な態度に終始しておるかのことく見えるといふところからくる感覚のギャップのあらわれと思われるであります。また、こうした仕組みになつてゐる関係上、行政当局は、災害額の査定ができるだけ精密に調べて、その合計額が見通されるまで、その指定等を行なわないことになります。このため、対策と民心の安定が必要以上におくれる傾向があつたことは、いなめないところであります。

この点にかんがみ、激甚災害の指定を迅速に行なうことはもちろん、今日直ちに制度を根本的に改めることは困難だといたしましても、激甚地指定を年度間の結果を見て年度末に指定するのでは、思いついた措置が地方団体でできないといふ点を察し、何らかの便法を講じ、地方団体がある程度必要な施策はこれを安んじてとれる道を講ずる必要があると思われます。この点について、災害対策本部長である總理府総務長官の御意見を承りたいと存ずるものでありますし、同時に、災害救助法の適用についても類似の問題があるようありますので、この点についても御所見を承りました。

また、今回特に申し上げたいことは、今年度の予算編成方針との関連についての問題であります。

す。本年度予算は、すでに本院において種々論ぜられたところであります。いわゆる総合予算主義をとつております。このことについて政府は、なるほど総合予算主義とは申せ、災害の多発または大災害発生等の場合には、必ずしも予算補正是これを絶対に行なわないと申しておりますが、原則としてできるだけ補正予算はござりまするが、原則としてできるだけ補正予算はこれ組まない方針であることは間違いがありません。ところが、本年度予算は先般成立したばかりであります。すでに本年春の春闘の結果、民間及び三公五現の給与改定なしベースアップは、おそらく政府の当初予想したところより高く、このことは、ひいてはこの夏に行なわれるであろう人事院勧告にも影響し、当初見込んだ以上の国家公務員の人員費増が生じ、予備費財源を食うことが予想される今日であります。その上、この災害が年度開始の比較的早い時期に発生したため、今後年度内に起るかもしれない他の災害等の不測の追加財政需要に対する配慮から、さきに述べた人件費増額予想の問題とからみ、財政当局は、一千二百億円の予備費財源支出を、この際必要以上に、また、従来に比してきつと査定したり、ないしは決ることが懸念されるのであります。

次に、個々の対策について若干お尋ねいたしました。この点については、よもやさうなことがあつてはならないと思いませんが、大蔵大臣の御意見を承っておきたいと思います。そこで、簡単に申し上げます。一般的に住民の経済力が低く、したがって、地方自治体も財政状況がかなり窮屈な地方でありますので、被害額の点では若干異なるところがあるかもしれません、さきに同様の地震災害があつた新潟地方の地震のときの対策とほぼ同等ないしはそれ以上のものを講すべきものと考えておるのであります。この観点に立ち、まず、今回の地震で

(号) 外 報 告

いたしましたが、本日は大部分復旧いたしました。九〇%に回復いたしました。

相当数の国公私立の学校が災害を受けた模様であります。これらの学校の復旧について政府は特別な措置をとつていただきたいと考えるものですが、一体いかがでございましょうか。

次に、今回は交通関係の災害が特に大きいといわれておりますが、その中で本州一北海道の連絡の要衝というべき青函両港の岸壁その他の被害が相当であり、ために青函連絡船も一時運航停止せざるを得ないのであります。この点いかがでございましょうか。最近、外貿埠頭や産業関連港湾の整備については、政府は比較的熱心であります。この両港については、ある意味ではそれ以上に重要な性を持つものと思われますが、これを今後もつと本腰を入れて整備するお考えを持つていらないものかどうか。

また、地震予報、津波警報等についての対処体制の整備がおくれていることについても、問題がいろいろあるといわれておりますが、これらについての今後の政府の決意のほどを承りたいといふふうに存する次第であります。

また、被害家屋の復旧については、この地方住民の経済力にかんがみ、特に特別措置を講じていただきたいと思いませんが、この点についても御答弁願いたいと思います。

最後に、今回の被災地の地方自治体の財政の実情にかんがみ、交付税の繰り上げないしは仮払い等の措置を講すべきものと思いますが、この点についても御所見を承りたいと存ずるものであります。

以上、種々私の意見を申し上げお伺いいたしましたが、今回の災害に關し、政府が万全の措置を

す。

今回の十勝沖地震は、その震度といい、また影響を与えた地域といい、まことに広大でございまして、したがいまして、各地におきまして、私ども予想を上回るようなそれぞれの損害を発生しております。

私は、昨日もこの席上をかりまして罹災地の皆さま方にお見舞いを申し上げましたが、ますこの際も、だんだん調査が進んで実情がわかるにつけております。

まして、多數の生命を奪われた、犠牲者を出した火災によって家屋を喪失し、また負傷者を生じました事柄につきましても、心からお見舞いを申し上げ、また、これらの方々がこの災害の中から雄々しく立ち上がりられるように、この上とも政府の施策とあわせて心から奮起、立ち上がりを祈る次第でございます。(拍手)

さて、ただいまお尋ねがございましたが、私は、今回の発生した地域、これが社会的、経済的環境に巣まれております。いずれの場所においても災害はたいへんなことだと思いますが、しかしまた、これらの地域におきましては、特に恵まれたたかい思ひやりと、さらにまたきめこまかに配慮をいたしまして対策を立てるであります。特に今回におきましては、その社会的、経済的地位等にかんがみまして、特に政府の注意を促されたりましたように、災害に対してもいつもある

次第でございます。

それから震害法の指定が年度末になる、たいへんにおくれるという問題でございます。その理由は、ただいま田中さんもおっしゃいましたごとく、よく御存じのとおりでございますが、しかしながら、これらの告示は年度末となっております

ところでありますけれども、中小企業に關しまず特別の助成でありますとか、あるいはまた震災者公営住宅建設の事業に対します補助の特例でございますとか、水防資材費の補助の特例等々、震害の指定に引き続きまして、すみやかに告示することと相なっておりますこれらの問題につきまして、政府といいたしましては、できる限りすみやかに対処いたしますように努力をいたす次第でございます。

なおまた、災害救助法の適用につきましても彈力性をもつて対処いたしますが、ことにまた御指摘の中の交付税の仮払い、あるいはまた被害復旧等の問題につきましても、ただいまの対策本部におきまして現地の調査等相検討いたしまして、

○國務大臣(田中龍夫君) 青函連絡港湾施設の被害が若干ございまして、青森岸壁はだいじょうぶでございましたが、函館において相当な亀裂が出ました。昨日は青函連絡の航送力は約五〇%で

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕 お答えいたしま

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕 お答えいたしま

でき得る限りの善処をいたす次第でござります。

(拍手)

○國務大臣水田三喜男君登壇】
○國務大臣水田三喜男君登壇】 今回の災害対策には万全を期するつもりでございます。必要な経費は、予備費の支出並びに既定経費の活用というようなものによってまかないないと存じております。したがつて、本年度総合予算主義のたてまえをとつたからと申しまして、災害対策費にしわ寄せをするようなことは、絶対にいたさないつもりでございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 次に、兒玉末男君提出、北海道、東北地方における大地震に關する緊急質問を許可いたします。兒玉末男君。

[兒玉末男君登壇]

○兒玉末男君 私は、日本社会党を代表いたしまして、今回北海道、東北地方を襲つた十勝沖地震、並びに先般南九州に発生したえびの、日向灘地震など、頻發する地震による被害に關し、政府の対策と決意について質問を行ないます。

冒頭に、今次地震灾害により、どうとい生命を奪われました方々に対し、心から哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に衷心からお見舞いを申し上げる次第であります。(拍手)

地震による被害が、他の災害と異なる点は、農業、電気、水道、教育の施設をはじめとする各種施設や住宅等の建造物が被害を受けると同時に、道路、鉄道、通信網が寸断されることによつて、関係地域住民の生活を一気に破壊するという点があります。そのゆえに、地震災害に対する救援措置は、迅速かつ適確に行なわれることが要求されるわけであり、しかも、衣食住の当面の応急対策に始まつて、諸施設、諸建造物の原形復旧もしくは耐震、耐火構造による二次的被害の防止等々、その復旧事業は、多面多岐にわたり、多大の経費を要するわけであります。

幸い、今次十勝沖地震については、いち早く対策本部を発足させ、万全の措置をとれる体制をつくられたことに對しては、心から敬意を表するものであります。しかししながら、現在までの激甚災害に対する政省の対策は、発生当時の意氣込みに反し、関係各局間の機の連携が完全に組めず、縦割り行政の欠陥を露呈して、災害対策基本法の精神を生かせないまま、竜頭蛇尾に終わつてある点を強く感ずるものであります。(拍手) 被災地における住民は、當面の万全の救護措置とともに、完全な立ち直りをはかつてくれる政府の施策を強く待ち望んでいるのであります。この關係住民の期待に報いることこそ、政府が果たすべき責務であると思ふのであります。先進国における自然災害に対する復旧措置は、すべてこれを國で負担をするのが常識になつてゐるにもかかわらず、わが國におきましては、いまだその体制ができてないことは、まことに残念であります。これは現行法の不備と政府の法の運用の誤りにあると思うのであります。佐藤総理は、就任當時、社会開発という表看板を掲げられたが、高度に発達した現在社会のあらゆる機能を十分に發揮して、自然災害からまざ国土を守るということが、社会開発の第一歩であろうかと思ひます。それゆえに、最近社会開発の表看板が表面に出されていないことをことに残念に思ひます。佐藤総理は、頻發する地震災害に対し、現行法を最大限に適用して万全の措置を講じ、被災者をして安心して復旧に立ち上がりさせる決意をお持ちなのかどうか、まず災害に対処する心がまえをお聞きしたいのであります。

(拍手)

地震学者である東大の坪井名譽教授は、現在地震エネルギーが日本列島に相当量蓄積されており、最近の一連の地震は、その部分的なあらわれであると言わており、過去七十九年間の地震の発生とその規模を統計的に調べてみると、歴史的な大地震は、エネルギーの蓄積している時期に起きているといわれています。これらのことから考えますと、北の北海道、東北地方、南のえびの、日向灘と、日本の両端で発生しているものが、いつ中心地帯に及ぶかわからぬし、特に過密都市でのいわゆる消防機能といふものは、東京都を除いてほとんど皆無といわれておりますが、この大地震に対するところの、都市地帯に発生した場合の消防対策等は、どのように処理をせられようとするのか、自治大臣の御所見を承りたい。

日本の災害関係立法の主眼は、風水害を中心にして置かれ、地震国といわれながらも、地震に対する万全の措置に欠くるところがあるうかと思います。この際、他の災害と相違点を持つ地震災害について特別な立法措置を講ずる必要があると思ひます。これが昭和三十七年公報の激甚災害特別援助法につきまして、地震災害は、たとえばえびの地震を見られるごとく、局地的な大災害としてあらわれることもあります。そこで、広域災害のみに適用するという形でなく、地盤災害にも適用できるよう法改正を行なうべきだと考へます。以上の点について総理の御答弁をいただきたいのであります。

また、これらの災害は、迅速かつ適確な対策が必要であります。非常事態に即応できる権能を地方自治体に与えることが、復旧等を合理的かつ早急に行なえると思ひますが、以上二点について自治大臣の御見解を伺いたいのであります。

地震災害の場合は、台風災害等と異なり、これに対応する体制を事前に完了することができません。地震に対応する唯一の方法は、科学的な観測、測地等の分析による予知しかないのです。昭和四十年度を初年度とする地盤予知研究第一次五カ年計画が、測地、測溝地殻変動の連続観測、地震活動など十項目の観測を整備することを基盤にしていますが、今年度の観測網の拡充計画が、財政硬直化のあおりを受けて、最も必要な人員要求が全部削除されたなど、大きなブレーキをかけております。これらの予知、予報対策並びに見通しについて運輸大臣の御所見を承りたいのであります。

いま一つは、電気、水道、通信、道路、鉄道などの機能が停止することによって、被災地住民は全般の状況がつかめず、つの不安と対処する方策を持たない状況で放置されることであります。この被災者の不安を解消するには、災害状況の把握と責任ある広報体制がとられなければなりませんが、これに対処する政府の御所見を承りたいのであります。

災害は忘れたころにやつてくるといわれたのは昔のこととで、現在は復旧途上でもまた災害に見舞われることが珍しくありません。特に、日本の家屋構造からして、大多数の家屋は地震、台風等に弱いことは御承知のとおりであり、災害に備え、鉄骨プレハブ建築の緊急避難所を全国で建設することが、災害時的人身被害をより少くするためには必要であることを痛感いたします。当面、地震多発地帯を手始めに、早急な建設が望まれておりますが、これに対する厚生大臣の見解を承りたいのであります。

また、生活に最も必要な水が、水道施設の損壊によつてとだえ、そのために被災者は最も大きな苦しみをなめなければなりません。井戸水の汚濁等も重なり、伝染病発生の危険も伴うことになり、水道施設の復旧は早急かつ完全に行なわなければなりませんが、これに対する助成措置等をどのようにされるのか、あわせてお伺いたしました。

被災地の交通の確保、産業、経済と民生の安定のために、公共土木施設並びに住宅施設は緊急に復旧をはかる必要があります。緊急個所については、従来の三年ないし四年計画を短縮し、単年度または二ヵ年で復旧できるよう、国庫負担金の配分を考慮するとともに、災害公営住宅の優先割り当て、住宅金融公庫法による災害特別融資の限度額引き上げ、災害復興住宅建設資金の貸し付け、並びに融資限度額の引き上げ等が必要であります。が、これに対する建設大臣の御所見を承りたいのであります。

被災住民は、復旧の日の一日も早くらんことを願いつつ、困苦に耐えながら立ち上がるこどもと思

いますが、これらの人々に何よりもまず必要なものは、当面の救援体制を含めた完全復旧までの政

府の財政的な援助であります。百万の言辞よりも、必要最大限の物的な応援措置が被災者に対する最大の激励となることを考え、万全の救済活動を政府に強く要望いたしまして、私の質問を終わ

ります。(拍手)
【内閣総理大臣(佐藤榮作君登壇)】

○内閣総理大臣(佐藤榮作君登壇) 児玉君にお答えいたします。

御指摘のとおり、災害対策は、最後までその成果をあげるよう努力を続けていかなければなりません。したがいまして、ただいま政府に対する御鞭撻をいたしましたが、私は、災害対策がた

だ單に出足だけがすみやかであり、また、はなばなしといったって、それで安心するものではございません。童頭蛇尾になつてはならない。しかし災害対策は、何といましても住民の不安をなくするようしなければならないと思いますの

で、迅速に処置する、同時にまた適確な処置が必要だと思います。このことは私が申すまでもなく、政府は、自然災害からわが国土を守り、国民の生命、財産を守るという政治的な使命を果たさなければならぬのでござりますから、御指摘のとおり、現行法の運用にあたりまして十分留意いたしまして、この災害対策について万遍徳なきを期していくつもりでございます。その意味におきましても、皆さま方からさらに督励を受け、また

難堪も受けたい、かように思つております。次に、激甚災害についてお尋ねがございましました。できるだけ迅速にその指定を終えたいと思ひます。また、その際に局地的災害についてその基準を緩和しろといふような御意見でございましたが、これに対する建設大臣の御意見を承りたいのが最善の努力を払つもりでござります。(拍手)

【國務大臣(水田三喜男君登壇)】

○國務大臣(水田三喜男君登壇) 今次災害に対する金

融措置と税の減免措置についてのお尋ねでございましたが、まず第一に、金融措置について申し上

げますと、政府関係の金融機関の窓口において、とりあえず、被害を受けた中小企業、農林漁業、住宅等の復興に要する資金の融通ができるよう、昨日指示をいたしましたところでございますが、実情

が明らかになるにつれて、実情に即した措置を今後とつてまいりたいと考えております。

また、中小企業にとりましては、特に信用の補完ということが一番有効な措置でござりますの

で、被災地の保証協会の保証能力を強化するため、一定の特別融資を中小企業信用保険公庫から行なうというようなことをやりたいと考えております。

また、民間銀行につきましては、御承知のとおり預金の取り扱いについて特別の便宜をはかるよう、十分指導するつもりでございます。

税の減免措置につきましては、御承知のとおり、これまで、国税については所得税法、災害減免法、国税徴収法等によって所得税の大幅な減免とか、相当期間の徴収猶予といふような措置がございまして、これをやつてまいりましたが、今回はこれらの措置を最大限に活用することにより、租税に対する措置を十分行ない得るようになります。

ただ、従来、こういう税の措置をとりながら、罹災者に徹底しないといふ御批判がございまして、関係団体とかあるいは地方の公共団体を通じて周知させる措置をとつておりましたが、罹災者にこういう税の減免措置があるということが十分徹底しないということをございますので、今回は税務署自身で直接掲示をしたり、これを一般の罹災者に伝えるというような周知方については特に努力するという打ち合わせも了した次第でござります。(拍手)

【國務大臣(保利茂君登壇)】

○國務大臣(保利茂君登壇) 昨日の地震におきまして

公共土木施設に相当の災害が広域的に発生をいたしておりますので、昨晩、建設省におきましても非常災害対策本部を持設いたしました。道路、河川、住宅等に対する対策に万全を期してまいりました

が、これに対する建設大臣の御意見でございましたして、この際は激甚災害が実際に合ひようになります。

専門家の話によりますと、地震が起ります前

に、地磁気とか地電流に異常が出てくるそりであります。あるいは地殻に変化が起つたり、あるいは

で全壊が百七十戸、北海道で八戸、合計百七十八戸、半壊七百八十八戸という報告をいただいております。えびの地震におきまする全壊戸数は約四百戸でござりますけれども、えびの地震にとっております。また、中等の地震の対策に準じまして、今回の

対策に処置してまいりたいと考えております。対策に処置してまいりたいと考えております。

融資限度につきましては、えびの地震におきましても、現行の一般六十七万、耐震耐火八十一万というものは、どうも低いじゃないかという強い御要請が出ておりまして、これが改善せられないまま実施をしておりますが、十分検討をいたしてみたいと考えております。(拍手)

【國務大臣(中曾根康弘君登壇)】 地震の予知の問題でございますが、まず、気象庁の報告によりますと、今回の十勝沖の地震は、先般のえびのの地震と性格が非常に違いまして、えびのの地震はかなり浅いところの地方的な頻発する地震だそうであります。また、今度のものは、日本列島の東岸の太平洋岸にあります地殻構造からきておる構造的地震である、四十キロばかりの深度のある地震であるということをございます。

そこで、これらの地震の予知の問題でございまして、これらは地殻学審議会から建議がございますが、昭和四十年に測地学審議会から建議がございまして、自來、地震計を増強するとか、いろいろやっておりますが、率直に申し上げて、まだ十分であるとはいえないと思います。そこで、本年以來、関係各省で協議いたしまして、地震予知の計画を策定しております。前期五カ年、後期五カ年、総計百億円、一年間に約十億円使いまして、全国に観測網を網羅して地震を予知しようと計画をやつております。これが最近ようやく概貌ができ上がりました。これを適確に実行して、地震予知をやりたいと思うのでございまして、

潮の流れに変化が起つたり、そういうようなことがあるので、それらを的確に把握する機器を整備すれば、ある程度の傾向は把握できる。これら一回の計画を確実にやれば、どの方法でやれば一番確実に地震を把握できる方法であると信頼できます。その方法を発見するのがまず第一だそうあります。そして、その発見後、さらにその施設の充実につとめるということだそうです。そこで、地磁気、地電流、検潮、断層、褶曲あるいは地殻の変動、地熱あるいは現に起きている地震の分析等につきまして、観測施設を整備して、日本列島の中を網の目のように、要點に観測所をつくって、傾向値を把握して、地震予知につとめる考え方であります。

なお、鉄道災害その他の災害でございますが、きょう午前八時の報告では、不通個所は、全国で五線区四十一区周辺、これは一両日中に全部復旧いたします。一番ひどいのは青森・盛岡間の中で野辺地一尻内周でございまして、これは若干時間がかかる模様でございます。(拍手)

函館港の岸壁の破損は、先ほど申し上げました。空港につきましては、全部復旧いたしました。特に北海道方面におきましては、飛行機の増便を行ないまして、千歳に対し一日二便、函館に対して三便、八戸、盛岡、青森に対しては一便ずつ増発いたしまして、物資の補給や人員の輸送に便ならしめております。(拍手)

【国務大臣園田直君答増】
○國務大臣(園田直君) お答えいたします。水につきましては、直ちに給水車及び自衛隊の給水ポンプ車等を派遣して、地域の水の確保についておりますが、水道管の破裂は、地下でござりますから発見が非常に困難ではございますが、昨夕刻の調査によりますと、わりに早期に回復ができる見込みでございます。

なお、技官その他の派遣につきましては、厚生

省はじめ、あるいは東京都庁、隣接県等の技官と一緒にありますので、現在専門の係官を派遣いたしておりますので、現地において消毒あるいは清潔法を実施して、伝染病の早期発見及び防止につとめております。

ただ一つ、気になつておりますのは、北里大学の畜産学部の衛生検査技師養成所が十和田市の三本木町にございますが、ここで培養しております細菌が奥入瀬川に流れた模様だというので、非常に心配をいたしております。電話が不通で実情がわかりませんので、県から係官を三名派遣いたしました。直ちに広報車をもつて流域の市民に伝達するようお願いしております。(拍手)

【国務大臣赤澤正道君登壇】

○國務大臣(赤澤正道君) お答えいたします。

こういう際に先立つものは、何と申しましても金でございます。公共施設の災害復旧事業の財源につきましては、これは関係各省の国庫補助の決定と並行いたしまして、私どものほうでは、地方債をもつて措置いたしましたし、また必要に応じまして、ただいま御指摘になりました地方交付税の繰り上げ交付及び特別交付税の優先配分などを行なうことにしております。

こういう際によく問題になりますけれども、こういう火急の際に、とりあえず金を使つていいもののかどうかといふことでございまして、ただいまそういうことから、兒玉さんは、自治体が特別措置をとれるような大幅な権限を与えるべきであるということをおっしゃいましたけれども、これはやはり乱費にわたらざる限りは遠慮なく使っていいとあります。(拍手)

しかし、わが国の災害は、風水害、地震など、これに統出しているのであります。政府は、この事態に対し、直ちに非常災害対策本部を設置し、また現地に調査団を派遣するなどして、きわめて機敏な対策に乗り出しておられることに対しましては、深く敬意を表する次第であります。(拍手)

さて、我が國の災害は、風水害、地震など、これを防ぐためには、多岐にわたっており、国民の生命、財産の安全すら確立され得ないのが現状であります。したがつて、災害に対しましては、超党派的な立場から、予防、救助、復旧に万全の処置を講ずべきであります。恐怖におののき、ければけのところであると思います。事後の財源措

置は特別交付税その他で十分いたしたいと考えております。(拍手)

【吉田之久君登壇】
○議長(石井光次郎君) 次に、吉田之久君提出、十勝沖大地震に関する緊急質問を許可いたしました。吉田之久君。

〔吉田之久君登壇〕
○議長(石井光次郎君) 私は、民主社会党を代表いたしまして、昨日、北海道、東北地方に発生いたしました十勝沖地震による被害に關しまして、若干の質問をいたしたいと存じます。

質問に入るに先立ちまして、まず、今回の地震により、その犠牲となられた方々に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災者の方々に対する質問です。

今回の地震は、その規模におきまして、三十九年六月の新潟地震を上回り、その被害も、北海道と東北地方全域に及ぶべきでございました。十七日現在、死者三十八名、行方不明九名、負傷者二百二十六名、被災者概数九千三百七十八名、さらに家屋の全壊二百三十棟、半壊千余棟を数え、そのほか津波による床上浸水、床下浸水をはじめとして、鉄道、通信、道路などは言うに及ばず、漁船の転覆や、ノ

梁、道路などの応急修理、通信、水道、電気などの復旧は緊急を要するものと考えられます。が、これに対する思慮のあります。いやしくも国として財政面でこれに何らかの制約が加えられるようなことが断じてあつてはなりません。住居、橋梁、道路などの応急修理、通信、水道、電気などの復旧は緊急を要するものと考えられます。が、これに対する思慮のあります。いやしくも国としておられるのであります。

さらには、高度に機械化、自動化された文明の機能は、大地震などの自然災害に対しても意外に弱いのであります。そして、そのことは、今回の地震によつても明らかに立証されました。電電公社の東京一札幌間のマイクロ回線のうち仙台一甲地間が不通となり、電信も本州一北海道間の連絡が断たれたのであります。文明社会で情報が途絶するほどおそろしいことはないのです。

また、応急対策といたしまして、第一に、住宅復旧にあつては、住宅金融公庫など住宅資金を最優先に確保すること、第二は、中小企業の企業再建について国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫などの災害復旧資金特別ワクの増額を行なうべきと思うのであります。また第三は、企業の再建に対する低利、長期の資金を確保し、第四に、各種税の減免措置を講すべきと存じます。

最後に、今回の十勝沖地震の教訓をもとに、東

(号外)

京、大阪など大都市の地震対策を考えた場合、まことに寒心にたえないものがあります。東京について、都防災会議が推定した延焼必至の三百二十件の火災に対し、現在の消防能力はポンプ車約百三十台、それも被災時の道路の混雑を考えればフル活動はおろか、半数の消防活動も望めないと思うのであります。これに超高层ビルの建設、地下街の発達など、都市構造の変化を考えると、その被害はばかりしないものがあります。したがって、政府は、すみやかに災害対策基本法の抜本的検討が必要であるとう思っています。同時に、都市建築物の不燃化、避難路の建設など、積極的に着手する必要があると思うのであります。これらの点につきまして総理大臣はいかなるお考えをお持ちであるか、この機会にお伺いいたしたいと思います。

質問を終わるにあたり、被災者にあたたかい、きめのこまかい救援の手を一刻も早く差し伸べ、一日も早い再建、復興をかかるよう重ねて強く要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 吉田君にお答えいたします。

先ほども児玉君にお答えいたしましたのでございますが、災害対策につきましては、これが一時的な処置ではない、どうしても恒久的に、粘り強く対策を遂行していかなければならない、かように私も思います。したがいまして、ただいま激励を受けましたが、同時にこの問題と真剣に取り組むべきことが私どもに課せられた責務だらうと思います。さような意味におきまして願いする次第でございます。

今回の処置につきましては、激甚災害等につきまして調査を終えて、できるだけ早目にこれを指定するという処置をとっております。しかし、まだこれらの点におきまして調査が完了しておりますせんから、まだ抜かつておるようになりますの

で、この上とも努力いたしまして、早急に調査を終わり、指定を進める、こういうことにいたしました

まことに、わが国の災害対策は、とかく風水害に片寄っているのじやないか、地震が最近頻発しているので地震対策についても力を入れる、こういうお話をありました。まったくそのとおりでありますので、私ども、ただいまの災害対策基本法、これももちろん地震災害に対しても、これが復旧その他について規定をされておる、

かよろに考えますけれども、もつと明確にする必要がありますが、それらの点をさらに検討してまいります。ことに、地震災害の場合にしばしば伴います火災、火災による災害、地震の際に当然随伴して起くる災害でござりますから、これらのことを考慮して、火災防止に万全を期すると同時に、この被害対策等、これらの点をも十分考慮していかなければならぬ。これは御指摘のとおりだ、かようにも私も考えております。いすれにいたしましても、たいへん災害の多い国、このもとにおきまして、国土を守り、人命、また財産を守る。これが政府に課せられた課題でござりますから、この上とも万全を尽くすように努力するつもりでございます。(拍手)

○鈴切康雄君登壇

○鈴切康雄君 私は、公明党を代表して、今回發生した十勝沖地震による被害に關し、政府の基本方針及び具体的対策を、総理並びに関係大臣に

質問をいたします。

わが党は、昨日、直ちに党本部から、北海道並びに東北両被災地にそれぞれ調査団を派遣しましたが、現地からの報告によりますと、被災者の打撃もきわめて深刻であり、緊急にその対策を必要とするものであります。四十数年前の関東大震災に次ぐ大規模な、しかも、広域にわたる被災を及ぼした今回の地震は、わが国の歴史上における最大の悲劇の一つでもあります。

まず、質問に先立つて、災害のためにどうとい

人命を失われた方々に對し、衷心より哀悼の意を表すとともに、罹災された方々に對し、心からお見舞いを申し上げるものであります。

昨十六日午前九時四十九分大災害発生以来、余

震、津波、火災の発生等も加わり、現地被災住民の不安と苦惱は想像に絶するものがあります。この際、緊急に被災者に対する対策、民生の安定を期するためには、血の通った、あたたかい手を早急に差し伸べてあげるべきだと思うが、総理は、

この激甚災害に対処してどのような措置をとられ

るか、具体的にその所信をお伺いいたします。

政府は、十勝沖地震に対しても、直ちに対策本部を設置し、その対策に乗り出しておられます

が、以下、応急対策を中心に、災害復旧、災害予

用、あるいは租税の減免等につきまして、万全の措置を迅速にとつてまいりたい、かような意味に

おきまして、対策本部を十二分に活用いたしまし

て、対策を現実に行なつてまいる所存でございま

す。(拍手)

防についてお尋ねいたします。

昭和二十七年三月四日に發生した十勝沖地震に

対して、復旧資金の融通に関する特別措置法が制

定されました。が、今回も、より以上の優遇措置を

早急にとるべきであると思うが、その点、まずお

伺いいたします。

次に、応急対策の一環として、災害救助法が發動されることは当然の処置と考える次第であります

が、同法の発動におきましては、応急仮設住

宅、たき出し、その他食料品、飲料水の供給、被

服、寝具等、必需品の給与、医療などのことく、

災害にかかった人々の保護と衣食の秩序の保全を

はかり、被災者に對して復旧活動に力強く立ち上

がらせるよう、その法律の精神を完全に生かし、

十分の措置を講ずる必要があると思いますが、總

理の所信をお伺いいたします。

また、消防庁には、いまだ地震に対する火災対

策が完備されておらず、今回の地震に伴う火災

は、さらに国民の恐怖を助長しております。政府

のこれら対策は常に後手に回り、関係各省のばら

ばら行政が、その対策をきわめて遅延させてお

る現況であります。火災の状況や原因をよく研究

し、総合計画の作成を早急に樹立する考えはない

か、お伺いいたします。

大地震には津波はつきものであります。今度の

十勝沖地震も同様、太平洋岸各地で津波が發生しておりますが、脅威を伴う津波の防備体制に因連して、運輸大臣にお伺いいたします。

また、至るところ交通機関が途絶し、甚大な被害を与えておりますが、交通施設は災害復旧の基礎であり、その早急な回復が望まれますので、鉄道及び港湾施設、海岸保全等の復旧見込みと対策についてお伺いいたします。

次に、厚生大臣にお尋ねいたします。被災地に

おいては、日常生活の中心である電気、水道、ガ

スの諸施設が、災害により使用不能となつておりますが、その復旧についていかなる措置を講ずる

のか。また、災害時において必ず随伴する伝染病

の発生については、つゆの季節も近いことありますので、その防疫体制についてお伺いしたい。今回の災害においては、国道四号線をはじめとし、道路の不通が報ぜられておりますが、公共交通施設等の被害状況並びに復旧見込みについて、建設大臣にお伺いいたします。

次に、近代的福祉国家において、災害に対しては国が全面的に補償を行なうことは当然のことではあります。個人に対する災害救助が今災害の最大の焦点であります。法改正によって対策を講ずることはもちろんのことですが、住民の生命、財産の損害に対し自衛手段を進める方法として、全国に災害共済制度なるものを施行し、一朝有事の際の援護策の体制を確立すべきであるがどうか。また、中小企業及び罹災者に、長期かつ低廉な金融措置と減免措置を講じ、すみやかに国民生活の安定をはからなければならぬと思いますが、大蔵大臣の所見をお伺いいたします。

また、今回の地震による救援活動及び復旧事業のための予算を、当然予備費より支出されるると思いますが、すでに本年度起きたえびの地震をはじめ各災害によつて、予備費の支出が行なわれている現状であります。しかも、本年度予備費は五百億円の増加計上されといふことは、総合予算主義に基づいて、公務員給与改定分及び生産者米価と消費者米価の逆さや分として見込まれており、これらの費用は五百億円を超えることと考えられる現在、今回の一勝沖地震のための必要経費は、とうてい現在の予備費で不足することが予想されるわけであります。したがつて、予備費の不足が生じた場合、補正予算の計上を必要とするものであります。この点、所見を明らかにしていただきたい。

現行制度においては、復旧工事は四ヵ年を原則とし、緊急を要するものは三ヵ年とされておりまが、災害による被害はすみやかに復旧すべきであります。この災害を機として、その期間を短縮する意思はないかどうか。わが国における地震の頻発

の発生については、つゆの季節も近いことありますので、その防疫体制についてお伺いしたい。今回の災害においては、国道四号線をはじめとし、道路の不通が報ぜられておりますが、公共交通施設等の被害状況並びに復旧見込みについて、建設大臣にお伺いいたします。

次に、近代的福祉国家において、災害に対しては国が全面的に補償を行なうことは当然のことではあります。個人に対する災害救助が今災害の最大の焦点であります。法改正によって対策を講ずることはもちろんのことですが、住民の生命、財産の損害に対し自衛手段を進める方法として、全国に災害共済制度なるものを施行し、一朝有事の際の援護策の体制を確立すべきであるがどうか。また、中小企業及び罹災者に、長期かつ低廉な金融措置と減免措置を講じ、すみやかに国民生活の安定をはからなければならぬと思いますが、大蔵大臣の所見をお伺いいたします。

は日本列島の宿命であり、したがつて、これに対する対策は、国の重要施策として取り組むことは、けだし当然のことであります。これらの対策の根本は、災害科学と技術の総合的研究の推進であり、災害復旧より進んで、災害の予防に至らなければなりません。大地震はほぼ同じ場所で、繰り返して起こるというのが地震学界の通説となっています。今日、地震の予知につきましては、現在、学術的にはなお困難なものを感じているとはいえない。この地震の予知によって地震灾害を大幅に防ぐことができる存するものであります。四十年に発足した地震予知研究第一次五ヵ年計画が、財政破直化の名において大幅に削減されることは、はなはだ残念であります。国民の生命、財産に直接関係を有するこれらの地震予知に関する整備は、財政的困難を排除しても行なうべきであると思ふが、今後の対策はどうするつもりか、佐藤総理大臣にお伺いいたします。

以上申し述べましたこと以外にも、政府に望むところ、お尋ねいたいことはございますが、今回の災害について強力なる応急対策を講じ、万全の災害復旧を行ない、新しく災害予防の方向を打ち出されたことを重ねて要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

[内閣總理大臣佐藤榮作君登壇]

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) 鉛切君にお答えいたします。

今回の災害が起りますと同時に、直ちに対策本部を設けました。また各省との連絡会議も数回持ちました。そらして、まず取り上げましたものが、現地の調査もいたしましたが、何よりも基本的な交通、通信の確保でございます。さらにまた電気、ガス等を復旧を急ぐ。そうして民心に不安動搖のないように、最善を尽くしたつもりでござります。ただいままだ全部の調査を完了しておりません。したがいまして、まだまだこれからなすべき事柄は多いのですが、ただいま申すよ

は日本列島の宿命であり、したがつて、これに対する対策は、国の重要施策として取り組むことは、けだし当然のことであります。これらの対策の根本は、災害科学と技術の総合的研究の推進であり、災害復旧より進んで、災害の予防に至らなければなりません。大地震はほぼ同じ場所で、繰り返して起こるというのが地震学界の通説となっています。今日、地震の予知につきましては、現在、学術的にはなお困難なものを感じているとはいえない。この地震の予知によって地震灾害を大幅に防ぐことができる存するものであります。四十年に発足した地震予知研究第一次五ヵ年計画が、財政破直化の名において大幅に削減されることは、はなはだ残念であります。国民の生命、財産に直接関係を有するこれらの地震予知に関する整備は、財政的困難を排除しても行なうべきであると思ふが、今後の対策はどうするつもりか、佐藤総理大臣にお伺いいたします。

以上申し述べましたこと以外にも、政府に望むところ、お尋ねいたいことはございますが、今回の災害について強力なる応急対策を講じ、万全の災害復旧を行ない、新しく災害予防の方向を打ち出されたことを重ねて要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

[國務大臣中曾根康弘君登壇]

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) 鉛切君にお答えいたします。

ついて徹底を期するつもりであります。消防施設の整備はもちろんのことであります。とにかく地域住民の平素の心がまさがたいへん大事なことではないうだらうか、そうして未然に火災を防止するようにいたしたいものだと思っておりま

す。

なお、今後の処置の問題といたしまして、法制的にいろいろ考究なればならないものがあると思います。ことに保険などはもつと普及徹底する必要があります。しかしどうも地震保険などは一定の地域、特殊な地域において起こる損害、これが保険にかけようというのでありますので、やや無理がある。かように考えますから、政府の予算等ともにらみ合わせまして、もう一度中身を研究していく必要があるのではないかかと思います。

また、これは、ただいまお話をあるいはなかつたかと思いますが、文部大臣からお答えをしてくれることでございましたので、つけ加えて申します。この地震の予知といふものが、科学技術の進歩している今日、もつと信頼ができるような方法があるのではないだろうか、こういう点でございました。この点につきましては、もうすでに測地学者議会から建議をしておりますし、また学術会議の地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出しております。したがいまして、これらを取り上げまして予算を編成してまいります。しかし、この地震予知委員会で五ヵ年計画といふものも出おります。

そぞういふものを使備していただくとか、情勢によつては航空機にマイクロホンを積んで出動させ周知徹底させるというようなことを考慮しなければならぬと思つております。

次に、被害及びこの復旧につきましては、先ほ
ど鉄道その他について申し上げましたが、物資輸
送について、自衛隊が今回は災害出動して非常に

線の被害を生じておりますが、交通を確保すると
いう意味におきまして、昨日から緊急復旧をやつ
ておりますし、北海道の留萌一網走間の二百三十九
号線を除きましては、きょうじゅうに一車線の
交通を確保できるよう見通しております。なお
二百三十九号線につきましては、十九日までには
復旧を予定いたしております。

の実態が判明はいたしませんが、いまのところ千二百億円の予備費内で対処し得る、補正予算を組まなくて済むというふうに考えております。それから金融措置、税制措置については、先ほど見玉議員にお答えしましたように、これは十全の措置をただいま用意しておりますので、この点は心配ないことを存じます。(拍手)

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

留日十二年後日本十箇田舎の井戸水

昭和四十三年三月六日

內閣總理大臣 佐藤榮作

511

いま一番大きな問題は、北海道に対する生鮮食料品の輸送の問題でございまして、この問題についていろいろ手配をしております。なお、国鉄におきましては、救援物資は五月十七日から六月十六日まで無料で輸送することになりましたので、この点も御報告申し上げます。(拍手)

ますが、御承知のよな融雪出水の時期に正面いたしておりますので、この河川につきましては、とりあえず、とにかく応急の復旧工事をいたしまして出水期に備える。そして万全の対策は講じてまいりますが、なお補助災害につきましては、すでに建設省から係官も現地に特派いたしておりますので、できるだけ緊急に査定をいたして対策を

○山村新治郎君 議案上程に関する緊急動議
等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)
昭和四十二年度における公共企業体職員等社会保険組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

提 昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律)

報 (號外)

○国務大臣(園田直君)　お答えいたします。

とてまいりたいと考えております
住宅問題につきましては、先ほどお答えいたし

由いたします。

等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改定

官

水道につきましては、被災地に係官を派遣して指導に当たらせ、なお場合によってはその他の応援体制を整えておりますが、現在まで判明した

たとおりでござります。(拍手)

による共済組合等からの年金受給者のための
預り措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、昭和四十二年

第一条 昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律(昭

移行に「よります」とれば矢其間の応急行動が
できる見込みであります。

（右）議長（石井光次郎君）　山村新治郎君の動議に
「異議ありませんか。」
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

和四十二年法律第百四号)の一部を次のよう
に改正する。
題名中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四
十三年度」を加える。
第一条第五項中「第一項」を「から第三項ま
で」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四
項中又は第二項」を「から第三項まで」に改め、
同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」
を「二項」とし、「貢はつづく」、「昭和四十二

○國務大臣保利茂君　公共土木施設のうちの道路につきましては、県道以下町村道等につきましては、まだ実情が的確に把握できません。相当の被害を受けているものと判断せられます。国道につきましては、北海道、青森、岩手を中心に十二

ますので、この点は十分今後研究させていただきたいと考えます。
それから補正予算を組む必要があるのではないのかどうかというお尋ねでございましたが、必要な經費は、ひとり予備費だけではなくて、既定經費の迂用もいたすつもりでございますので、まだ被審官

昭和四十二年度における旧令による共済組合等の規定から
の年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改
する法律案、昭和四十二年度における公共企業職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する

を「前項」に改め、「新附四」の下は、二年十月分から昭和四十三年九月分までについてを加え、「として、同項」を「とし、同年十一月分以後については、前項中「別表第一」の二の仮定俸給」とあるのは、「別表第一」の二の仮定俸給に、その額にそれぞれ対応する別表第二の二法

の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額」として、それぞれ第一項若しくは第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の仮定俸給（第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなして、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

4 第二条第四項中「から第五項まで」を「及び第四項から第六項まで」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第三項第二号」又は前項において読み替えた同号に、「同号」を「それぞれ第三項第二号又は前項において読み替えた同号」に、「同項」を「前二項」に改み替えた同号に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項又は第六項」を「第一項又は第六項」に、「から第四項まで」を「第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項又は第六項において準用する前条第一項若しくは第五項の規定により改定した前項各号に掲げる年金の額が、同項第一号中「別表第四」とあるのは「別表第四の二」と、同項第二号中「十万一千円」とあるのは「十二万五千五百円」と、「十一万九千円」とあるのは「十一万五千五百円」と、「十一万五千円」とあるのは「十

一万九千円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十三年十月分以後、その額をその読み替えた当該各号に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の仮定俸給（次項又は第六項において準用する前条第一項の規定により次項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前項又は第六項において準用する前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の二の上欄に掲げる仮定俸給を俸給とみなして、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分までにおいては、第一項に、「として同項」を「とし、同年十月分以後においては、前項において準ずるものとされる第一項各号列記以外の部分中「仮定恩給法の俸給年額」とあるのは「仮定恩給法の俸給年額で次項の規定により読み替えたものと、その額にそれぞれ対応する恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二号）附則別表第四から附則別表第六までの第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、これらの表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額」と、「仮定旧法の俸給年額」とあるのは「仮定旧法の俸給年額で次項の規定により読み替えたものに、その額を十二で除して得た額にそれぞれ対応する別表第二の二の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）の十二倍に相当する金額を加えて得た額」として、それぞれ第一項又は前項に、「第一条第三項」を「第一条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四項」を「第五項」とし、同項を同条第七項とし、同条第四項中「次項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項」に、「及び第三項」を「から第六項まで」に改める。

4 第二条第六項中「又は第四項」を「第二項（前項において準用する場合を含む。）又は第五項（これららの規定を前項において準用する場合を含む。）に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項又は第二項又は第三項」を「第三項又は第四項（前項において準用する場合を含む。）に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項」に、「次項」を「第三項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

第五条第一項中「次項」を「第三項」に改め、昭和四十三年十月分以後、その額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。この

に、「第五項」を「第六項」に、「前二項」を「前三

項」に、「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前二項」を「前二項」に、「額は、前項」を「額は、

第一から附則別表第三までの上欄に掲げるもとのに対応するこれらの表の下欄に掲げる仮定俸給年額」と、同項第二号中「仮定俸給」とあるのは「額で別表第一の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給」と読み替えるものとする。

第五条の見出し中「昭和四十二年」を「昭和四十三年」に改め、同条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第一項、第三項及び第六項」を「前条第三項、第四項及び第七項」に、「第一項」を「前各項」に改め、「同条第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「遺族年金」の下に「（次項において、昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金）といふ。」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

第五条第一項中「次項」を「第三項」に改め、昭和四十三年十月分以後、その額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。この

昭和四十三年五月十七日

衆議院会議録第二十五号

昭和四十二年度における組合による年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一案

一一五四

「遺族年金」の下に「(次項において「昭和三十五年四月一日以後の年金」という。)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

2 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されている

別表第一の二

別表第一の仮定期俸給	仮定期俸給
九、四六〇円 九、七二〇 九、九五〇 一〇、二七〇 一〇、四六〇 一〇、八三〇 一一、三五〇 一一、九〇〇 一二、四四〇 一三、〇〇〇 一三、五四〇 一四、〇九〇 一四、七九〇 一五、二〇〇 一五、七八〇 一六、二六〇 一六、七三〇 一七、二九〇 一七、八六〇 一九、〇九〇 一九、三五〇 一九、八八〇 一九、九九〇 一一、六一〇 一一、八四〇 一一、一七〇 一二、一〇〇 一二、三六〇	一〇、三三〇円 一〇、六〇〇 一〇、八五〇 一一、二〇〇 一一、四一〇 一一、八一〇 一二、三八〇 一二、九八〇 一三、五七〇 一四、一八〇 一四、七七〇 一五、三七〇 一五、七六〇 一六、一四〇 一六、五八〇 一七、二一〇 一七、七四〇 一八、二五〇 一八、八六〇 一九、四八〇 二〇、一五〇 二〇、八三〇 二一、六八〇 二二、二〇〇 二三、九〇〇 二三、五七〇 二四、九二〇 二五、二七〇 二六、二九〇 二七、六六〇

るものについては、同年十月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。

別表第一の次に次の二表を加える。

九二、九四〇	九六、二五〇	九七、八八〇	九九、五七〇
--------	--------	--------	--------

一〇一、三九〇	一〇五、〇〇〇	一〇六、七八〇	一〇八、六二〇
---------	---------	---------	---------

一一、九〇〇	一、六三〇	一、六八〇	二、九五〇
--------	-------	-------	-------

二、八七〇	二、九五〇	三、一二〇	三、一六〇
-------	-------	-------	-------

備考	年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の仮定俸給の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一一〇分の一一二〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。
----	---

別表第二の二

別表第一の二の仮定俸給	第一欄	第二欄
一〇、三一〇円	七三〇円	一、二九〇円
一〇、六〇〇	七五〇	一、三三〇円
一〇、八五〇	七七〇	一、三六〇
一一、二〇〇	七九〇	一、四〇〇
一一、四一〇	八一〇	一、四三〇
一一、八〇〇	八四〇	一、四五〇
一二、三八〇	八八〇	一、五四〇
一二、九八〇	九二〇	一、六二〇
一三、五七〇	九七〇	一、七〇〇
一四、一八〇	一〇〇〇	一、七七〇
一四、七七〇	一〇〇〇	一、八六〇
一四、七八〇	一〇〇〇	一、九六〇
一四、九〇〇	一〇〇〇	一、九九〇
一四、九八〇	一〇〇〇	二、八〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	二、八三〇
一四、九九〇	一〇〇〇	二、九四〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三、〇九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三、二四〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三、三九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三、四三〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三、六一〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三、七八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三、九七〇
一四、九九〇	一〇〇〇	四、一五〇
一四、九九〇	一〇〇〇	四、三三〇
一四、九九〇	一〇〇〇	四、五一〇
一四、九九〇	一〇〇〇	四、六三〇
一四、九九〇	一〇〇〇	四、七五〇
一四、九九〇	一〇〇〇	四、九八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	五、二二〇
一四、九九〇	一〇〇〇	五、三三〇
一四、九九〇	一〇〇〇	五、四六〇
一四、九九〇	一〇〇〇	五、六八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	六、三六〇
一四、九九〇	一〇〇〇	六、七四〇
一四、九九〇	一〇〇〇	七〇〇〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	七三〇
一四、九九〇	一〇〇〇	七六四〇
一四、九九〇	一〇〇〇	七九六〇
一四、九九〇	一〇〇〇	八一六〇
一四、九九〇	一〇〇〇	八三八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	八七九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	九二一〇
一四、九九〇	一〇〇〇	九六三〇
一四、九九〇	一〇〇〇	一〇、二三〇
一四、九九〇	一〇〇〇	一〇、四五〇
一四、九九〇	一〇〇〇	一一、二〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	一一、六八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	一二、五〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	一二、八三〇
一四、九九〇	一〇〇〇	一二、八六〇
一四、九九〇	一〇〇〇	一九、四八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	二〇、一五〇
一四、九九〇	一〇〇〇	二〇、六八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	二一、六八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	二二、六八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	二三、六八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	二四、九九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	二五、九九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	二六、二九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	二七、七四〇
一四、九九〇	一〇〇〇	二八、二五〇
一四、九九〇	一〇〇〇	二九、二五〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三〇、八六〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三一、七三〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三二、三四〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三三、二九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三四、一五〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三五、九九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三六、六八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三七、五八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三八、四三〇
一四、九九〇	一〇〇〇	三九、二六〇
一四、九九〇	一〇〇〇	四〇、一四〇
一四、九九〇	一〇〇〇	四一、五一〇
一四、九九〇	一〇〇〇	四二、五二〇
一四、九九〇	一〇〇〇	四三、六四〇
一四、九九〇	一〇〇〇	四四、七四〇
一四、九九〇	一〇〇〇	四五、八七〇
一四、九九〇	一〇〇〇	四五、九九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	五〇、一八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	五三、四四〇
一四、九九〇	一〇〇〇	五三、九五〇
一四、九九〇	一〇〇〇	五五、五六〇
一四、九九〇	一〇〇〇	五五、九九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	五六、一三〇
一四、九九〇	一〇〇〇	六一、一三〇
一四、九九〇	一〇〇〇	六二、二九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	六三、六六〇
一四、九九〇	一〇〇〇	六四、二九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	六五、二九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	六六、七八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	六七、〇一〇
一四、九九〇	一〇〇〇	六八、三二〇
一四、九九〇	一〇〇〇	六九、二九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	七〇、三二〇
一四、九九〇	一〇〇〇	七一、六六〇
一四、九九〇	一〇〇〇	七二、五二〇
一四、九九〇	一〇〇〇	七三、三四〇
一四、九九〇	一〇〇〇	七四、二八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	七五、九七〇
一四、九九〇	一〇〇〇	八〇、二八〇
一四、九九〇	一〇〇〇	八一、八〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	八三、六〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	八四、二九〇
一四、九九〇	一〇〇〇	八五、二二〇
一四、九九〇	一〇〇〇	八六、三二〇
一四、九九〇	一〇〇〇	八七、五二〇
一四、九九〇	一〇〇〇	八八、三二〇
一四、九九〇	一〇〇〇	八九、二一〇
一四、九九〇	一〇〇〇	九〇、一〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	九一、九〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	九二、九〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	九三、九〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	九四、九〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	九五、九〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	九六、九〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	九七、九〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	九八、九〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	九九、九〇〇
一四、九九〇	一〇〇〇	一〇〇、一〇〇

官報(号外)

八六、九二〇	六、一六〇
九〇、五三〇	六、四一〇
九二、三九〇	六、五四〇
九四、一五〇	六、六七〇
九六、〇〇〇	六、八〇〇
九七、七八〇	七、七八〇
一〇一、三九〇	七、一八〇
一〇五、〇〇〇	七、四四〇
一〇六、七八〇	七、五六〇
一〇八、六二〇	七、七〇〇

一〇、八七〇	六、九三〇
一一、三三〇	六、六八〇
一一、五五〇	七、一八〇
一一、七七〇	七、四四〇
一一、〇〇〇	七、五六〇
一二、二二〇	七、七〇〇
一二、六八〇	一〇、八〇〇
一二、一三〇	一〇、七〇〇
一二、三四〇	一〇、六〇〇
一二、五八〇	一〇、五〇〇

備考 別表第一の二の仮定期給の額が一〇、三一〇円に満たないときは、その仮定期給の額に、一〇分の八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一〇分の一五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三の二

率

別表第一の二の下欄に掲げる仮定期給	率
六三、六八〇円以上のもの	一一・六割
五六、五六〇円をこえ六三、六八〇円未満のもの	一一・三割
五五、九九〇円をこえ五八、五六〇円以下のもの	一一・〇割
五三、九五〇円をこえ五五、九九〇円以下のもの	一一・二割
三七、七五〇円をこえ五三、九五〇円以下のもの	一一・四割
三五、九五〇円をこえ三五、九五〇円以下のもの	一一・九割
三二、三四〇円をこえ三五、九五〇円以下のもの	一一・五割
二六、二九〇円をこえ二六、二九〇円以下のもの	二五・二割
二五、二七〇円をこえ二六、二九〇円以下のもの	二五・七割
二三、五七〇円をこえ二五、二七〇円以下のもの	二六・一割
二二、九〇〇円をこえ二三、五七〇円以下のもの	二七・二割
二二、二〇〇円をこえ二一、九〇〇円以下のもの	二七・五割
一九、四八〇円をこえ二二、二〇〇円以下のもの	二七・九割
一七、二一〇円をこえ一九、四八〇円以下のもの	二八・三割
一六、五八〇円をこえ一七、二一〇円以下のもの	二九・〇割
一六、一四〇円をこえ一六、五八〇円以下のもの	二九・九割
一五、七六〇円をこえ一六、一四〇円以下のもの	三〇・六割

別表第四の二
別表第四の次に次の二表を加える。

障害の等級	年金額
一	四〇六、〇〇〇円
二	三三九、〇〇〇円
三	二六四、〇〇〇円
四	一九九、〇〇〇円
五	一五四、〇〇〇円
六	一一八、〇〇〇円

備考 別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」と「二二一、〇〇〇円」、「二十二万円」にあるのは「二三一、五〇〇円」と読み替えるものとする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第三項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に改め

る。 第三十三条中「九万四千九十四円」を「九万九

千三百五十八円」に改める。

別表中「三七〇、二〇〇円」を「三八九、四〇〇円」に、「一四七、一〇〇円」を「二五九、四〇〇円」に、「二六九、一〇〇円」を「一七八、四〇〇円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百

五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十五条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の額は、第一条の規定による改正後の昭和四十二年度及び昭和四十三年度における

三一・九割
三一・三割
三一・三割
三一・九割

る旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に因する法律第四条又は第五条の規定による改定前の退職年金について第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条の規定を適用し又は準用した場合の支給額を下らないものとする。

2 改正後の施行法第三十三条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む)及び別表の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

2 改正後の施行法第三十三条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む)及び別表の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

右 国会に提出する。

昭和四十三年三月十六日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六号)の一部を次のように改定する。

題名中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

第一条第五項中「第一項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「額は」の下に「昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分までについては」を加え、「として、同項」を「とし、同年十月分以後については」を加え、「別表第一の二の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の二の仮定俸給に、その額にそれぞれ対応する別表第二の二の第一欄に掲げる金額(七十五歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た額」として、それぞれ第一項若しくは第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつておる別表第一の仮定俸給(次項又は第六項において準用する前条第六項の規定により次項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前項又は第六項において準用する同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなし、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の二」と読み替えるものとする。

3 第二条の見出し中「昭和四十二年」を「昭和四十三年」に改め、同条第四項中「第一条第四項及び第五項」を「第一条第五項及び第六項」に、「又は第二項」を「から第四項まで」に、「同条第四項」を「同条第五項」を「第三条第二項及び第三項」に、「第三条第二項」を「第三条第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加え、「第三条第二項」を「第三条第三項又は第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第一項」に、「次項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項の規定の適用を受ける退職年金、減額退職年金又は遺族年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るもの額は、前項の規定に準じて算定する。

九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

二条第四項中「から第五項まで」を「及び第四項から第六項まで」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第三項第二号又は前項において読み替えた同号」に、「同号」を「それぞれ第三項第二号又は前項において読み替えた同号」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項又は第四項」を「第一項又は第六項」に、「から第四項まで」を「第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同号に「同項」を「前二項」に改め、「から第四項まで」を「第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項又は第六項において準用する前条第四項若しくは第五項の規定により改定した前項各号にじて所要の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

掲げる年金の額が、同項第一号中「別表第四の二」と、同項第二号中「十万二千円」とあるのは「十一万一千円」と、「十一万九千円」とあるのは「十二万五千五百円」と、「十一万一千円」とあるのは「十一万九千円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十三年十月分以後、その額をそのまま読み替えた当該各号に掲げる額に改定する。

第二条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつておる別表第一の仮定俸給(次項又は第六項において準用する前条第六項の規定により次項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前項又は第六項において準用する同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなし、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の二」と読み替えるものとする。

3 第二条の見出し中「昭和四十二年」を「昭和四十三年」に改め、同条第四項中「第一条第四項及び第五項」を「第一条第五項及び第六項」に、「又は第二項」を「から第四項まで」に、「同条第四項」を「同条第五項」を「第三条第二項及び第三項」に、「第三条第二項」を「第三条第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加え、「第三条第二項」を「第三条第三項又は第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第一項」に、「次項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項の規定の適用を受ける退職年金、減額退職年金又は遺族年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るもの額は、前項の規定に準じて算定する。

した額とする。この場合において、同項中「同項」とあるのは「第一項」と、「別表第一」とあるのは「別表第一の二」と読み替えるものとする。

第三条第一項中「この項」の下に「及び次項」を、「規定。次項」の下に「及び第三項」を加え、同項の次に次の二項を加える。

2 昭和四十三年九月三十日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、前項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつている俸給年額（第六項において適用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については前項の規定により、昭和四十二年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定に準じてそれぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額）を十二で除して得た額で別表第一の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

別表第一の次に次の二表を加える。

別表第一の二

別表第一の仮定俸給	仮定俸給
九、四六〇円	一〇、三三〇円
九、七一〇	一〇、六〇〇
九、九五〇	一〇、八五〇
一〇、二七〇	一一、二〇〇
一〇、四六〇	一一、四一〇
一〇、八三〇	一一、八一〇
一一、三五〇	一一、三八〇
一一、九〇〇	一一、九八〇
一一、五四〇	一一、五七〇

一三、〇〇〇	一四、一八〇
一三、五四〇	一四、四五〇
一四、〇九〇	一四、七九〇
一四、四五〇	一五、三七〇
一五、二〇〇	一六、五四〇
一五、七八〇	一七、二一〇
一六、二六〇	一七、七四〇
一六、七三〇	一八、二五〇
一七、二九〇	一八、八六〇
一七、八六〇	一九、四八〇
一八、四八〇	二〇、一五〇
一九、〇九〇	二〇、八三〇
一九、八八〇	二一、六八〇
二〇、三五〇	二二、二〇〇
二〇、九九〇	二三、九〇〇
二一、六一〇	二三、五七〇
二二、八四〇	二四、九一〇
二三、一七〇	二五、二七〇
二四、一〇〇	二六、二九〇
二五、三六〇	二七、六七〇
二六、一七〇	二九、一七〇
二六、七四〇	二九、九四〇
二七、四四〇	三〇、六七〇
二八、一二〇	三一、七三〇
二九、〇八〇	三一、三四〇
二九、六四〇	三四、一四〇
三一、二九〇	三五、〇三〇
三一、一一〇	三五、九五〇

三七、七五〇	八九、六三〇
三九、五六〇	九二、九四〇
四〇、〇三〇	九六、二五〇
四一、五二〇	九七、八八〇
四五、七四〇	九九、五七〇
四七、〇四〇	一〇一、三九〇
四八、三一〇	一〇五、〇〇〇
五〇、八七〇	一〇六、七八〇
五三、四四〇	一〇八、六二〇
五三、九五〇	
五五、九九〇	
五八、五六〇	
六一、一三〇	
六三、六八〇	
六五、二九〇	
六七、〇一〇	
七〇、三三〇	
七三、六六〇	
七五、三四〇	
七六、九七〇	
八〇、二八〇	
八三、六〇〇	
八一、八〇〇	
八六、九一〇	
九〇、五三〇	
九二、三九〇	
九四、一五〇	
九六、〇〇〇	

備考

年金額の算定の基準となつてゐる別表第一の仮定俸給の額が、九、四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一〇分の一(一〇%)を乗じて得た金額(一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の仮定俸給とする。

別表第一の二

別表第一の二の仮定俸給	第一欄	第二欄
一〇、三一〇円	七三〇円	一、二九〇円
一〇、六〇〇	七五〇	一、三三〇円
一〇、八五〇	七七〇	一、三六〇円
一一、二〇〇	七九〇	一、四〇〇円
一一、四一〇	八一〇	一、四三〇円
一一、八一〇	八四〇	一、四八〇円
一二、三八〇	八八〇	一、五四〇円
一二、九八〇	九二〇	一、六二〇円
一三、五七〇	九七〇	一、七〇〇円
一四、一八〇	一〇〇〇	一、七七〇円
一四、七七〇	一〇五〇	一、八五〇円
一五、三七〇	一〇九〇	一、九三〇円
一五、七六〇	一一二〇	一、九八〇円
一六、一四〇	一一四〇	一、一〇七〇円
一六、五八〇	一一八〇	

備考

別表第一の二の仮定俸給の額が、一〇、一一〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に、一二〇分の八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一二〇分の一五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三の二

別表第一の二の仮定俸給	率
六三・六八〇円以上のもの	一一・六割
五八・五六〇円をこえ六三・六八〇円未満のもの	一一・三割
五五・九九〇円をこえ五八・五六〇円以下のもの	一一・〇割
五三・九五〇円をこえ五五・九九〇円以下のもの	一〔〕・二割
三七・七五〇円をこえ五三・九五〇円以下のもの	一〔〕・四割
三五・九五〇円をこえ三七・七五〇円以下のもの	一〔〕・九割
三一・三四〇円をこえ三五・九五〇円以下のもの	一〔〕・五割
二六・二九〇円をこえ三一・三四〇円以下のもの	一〔〕・二割
二五・二七〇円をこえ二六・二九〇円以下のもの	一〔〕・七割
二三・五七〇円をこえ二五・二七〇円以下のもの	一〔〕・一割
二一・九〇〇円をこえ二三・五七〇円以下のもの	二七・二割
二一・一〇〇円をこえ二一・九〇〇円以下のもの	二七・五割
一九・四八〇円をこえ二一・一〇〇円以下のもの	二七・九割
一七・一一〇円をこえ一九・四八〇円以下のもの	二八・三割
一六・五八〇円をこえ一七・一一〇円以下のもの	二九・〇割
一六・一四〇円をこえ一六・五八〇円以下のもの	二九・九割
一五・七六〇円をこえ一六・一四〇円以下のもの	三〇・六割
一五・三七〇円をこえ一五・七六〇円以下のもの	三〇・九割

別表第四の二

障害の等級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	年金額
	四〇六,〇〇〇円						
	三三九,〇〇〇円						
	二六四,〇〇〇円						
	一九九,〇〇〇円						
	一五四,〇〇〇円						
	一一八,〇〇〇円						

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について適用する。この場合において、別表第四の備考「一九〇,〇〇〇円」とあるのは「一九九,〇〇〇円」又「一一一,〇〇〇円」とあるのは「一一一,五〇〇円」と読み替えるものとする。

附則
この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

昭和四十二年に実施した公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔渡辺美智雄君登壇〕
渡辺美智雄君 ただいま議題となりました共済年金改定関係の二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの法律案は、別途今国会に提出され、す

でに衆参両院を通過いたしました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じまして、國家公務員及び公共企業体職員の既裁定の共済年金の引き上げ等を行なおうとするものであります。

次に、そのおもな内容を申し上げます。

まず、いわゆる旧令及び旧法に基づく退職年金等の額につきましては、昭和四十一年度において、恩給における改定措置に準じて、年金額算定の基礎となる俸給を、原則として一〇%、六十五歳以上の年金受給者等につきましては二〇%または二八・五%増額することにより、その改定を行なつたところであります。さらに今回これらの増額率を恩給の改定措置に準じて、一〇%は二〇%に、二八・五%は二八・五%に、二八・五%は三五%にそれぞれ改めることにより、本年十月分以後、年金額を増額することといたします。

また、新法に基づく退職年金等の額につきましては、これも昭和四十一年度において、恩給における改定措置に準じて、年金額算定の基礎となる俸給を、新法施行前の組合員期間に対応する部分につきましては、さきに申し述べました旧令及び旧法に基づく退職年金等の場合と同様の率で増額し、また、新法施行後の組合員期間に対応する部分につきましては、一律に一〇%増額したところです。これが昭和四十一年度において、恩給における改定措置に準じて、一〇%は二〇%に、二〇%は二八・五%に、二八・五%は三五%に、それぞれ改めることにより、本年十月分以後、年金額を増額することといたします。

以上が両法律案の概要であります。両案に対しましては、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党の四党共同提案にかかる同一趣旨の修正案がそれぞれ提出されました。修正案の要旨は、外国政府職員または外国特殊法人職員としての在職期間で、衆参両院を通過いたしました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて、恩給法等の一部を改正する法律案による共済組合等の規定による年金の額の改定に係る法律等の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

第一条のうち、第四条の改正に関する部分中「(昭和四十三年法律第号)」を「(昭和四十三年五月十七日 宰議院会議録第三十五号)」に改める。

は、現行法では、恩給におけると同様に、退職年金についての最短年金年限に達するまでの期間を限度として組合員期間に算入することとしており

ますが、恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正内容に準じて、この制限を昭和四十四年一月から廃止することとするものであります。

次いで、両修正案のうち、明年度以降予算措置が必要となります国家公務員の共済年金関係につきまして、内閣の意見を聴取いたしましたところ、水田大蔵大臣より、恩給受給者と共済年金受給者との均衡上やむを得ないものと考える旨の発言がありました。

以上の両原案並びに両修正案につきましては、参考人よりの意見を聴取する等、慎重審査の結果、本日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、両修正案ならびに修正部を除く両原案はいずれも全会一致をもって可決され、よつて、両案は修正議決すべきものと決しました。

なお、両案に對してましては、公的年金の調整規定の運用に関する具体的対策等九項目にわたり、全会一致の附帯決議が付せられたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[参照]

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(案員会修正)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第二条第一項第七号に規定する更新組合員(同法第四十一条第一項各号に掲げる者及び同法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。)が昭和四十四年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五十五号)第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下この条において「改正後の法律第百五十五号」という。)附則第四十三条法律第四十八条)第二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。)が昭和四十四年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五十五号)第一号に掲げる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十三年十二月三十一日において同法第九条第四号(同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。)が昭和四十四年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五十五号)第一号に掲げる者を含む。)を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他の政令で定める者に係る普通恩給等の規定に係るもの(以下この項において同じ。)の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は同法第二十九条(同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定に係る遺族年金(同法第九条第四号の規定に係るものに限る。)を受ける権利を有する者で政令で定められるものその他の政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付(国家公務員共済組合法(昭和三十年法律第百二十八号)第七十二条第一項の長期間給付をいう。次項において同じ。)については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十二条第一

年法律第四十八条)に改める。

第二条のうち、第十五条第二項及び第三項の改正に関する部分の前に次のように加える。

若しくは第四十二条第一項第三号(第四十三条の二において準用する場合を含む。)を「若しくは第

四十二条の二」に改める。

附則第一条に次のたゞ書を加える。

ただし、第二条中國家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第七条の改正規定及び次条の規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附則第二条の見出しを「(多額所得による退職年金の停止等の経過措置)」に改め、同条第一項中「第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(以下「改正後の施行法」という。)」を「改正後の施行法」に改め、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の二条を加える。

(外国政府職員期間等のある者に關する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第二条第一項第七号に規定する更新組合員(同法第四十一条第一項各号に掲げる者及び同法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。)が昭和四十四年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五十五号)第二条第一項第七号に規定する更新組合員(改正前の施行法(以下この項において「改正前の施行法」という。)第九条第

二条第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給法(大正十二年法律第百五十五号)第七十三条第一項の規定に係るもの(以下この項において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(以下この項において「改正前の施行法」という。)第九条第

四号の期間(同法第五十一条の二第四項第三号の期間を含む。)で改正後の法律第百五十五号附則第四十二条第一項第三号の規定による改正前の施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員(改正前の施行法(以下この項において「改正前の施行法」という。)第百五十五号)第一号に掲げる者を含む。)を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他の政令で定める者に係る普通恩給等の規定に係るもの(以下この項において同じ。)の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は同法第二十九条(同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定に係る遺族年金(同法第九条第四号の規定に係るものに限る。)を受ける権利を有する者で政令で定められるものその他の政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付(国家公務員共済組合法(昭和三十年法律第百二十八号)第七十二条第一項の長期間給付をいう。次項において同じ。)については、これらの者が別段の申出をしないときは、昭和四十四年一月分から、その者又はその遺族のこれら年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

前項の規定は、改正後の法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第七条の改正規定の施行の際、現に同法第二条第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給法(大正十二年法律第百五十五号)第七十三条第一項の規定に係るもの(以下この項において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(以下この項において「改正前の施行法」という。)第九条第

四号の期間(同法第五十一条の二第四項第三号の期間を含む。)で改正後の法律第百五十五号附則第四十二条第一項第三号の規定による改正前の施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員(改正前の施行法(以下この項において「改正前の施行法」という。)第百五十五号)第一号に掲げる者を含む。)を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他の政令で定める者に係る普通恩給等の規定に係るもの(以下この項において同じ。)の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は同法第二十九条(同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定に係る遺族年金(同法第九条第四号の規定に係るものに限る。)を受ける権利を有する者で政令で定められるものその他の政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付(国家公務員共済組合法(昭和三十年法律第百二十八号)第七十二条第一項の長期間給付をいう。次項において同じ。)については、これらの者が別段の申出をしないときは、昭和四十四年一月分から、その者又はその遺族のこれら年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条（同法第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十三年九月以前の月分の福祉年金の額について、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項、第六十六条第一項（同法第二項の規定を適用する場合及び同法第六十七条第二項第二号において例による場合を含む。）及び第六十条第二項（同法第二項（同法第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十二年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十一年以前の年の所得による場合を含む。）及び第六十一条第二項（同法第七十九条の二第六項において例による場合を含む。）の規定については、なお従前の例による。

（児童扶養手当法の一一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律による改正後の児童扶養手当法第五条の規定は、昭和四十三年十月以降の月分の児童扶養手当について適用し、同年九月以前の月分の児童扶養手当について適用し、同年九月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十一年以前の年の所得による支給の停止による。

2 この法律による改正後の児童扶養手当法第九条、第十条（同法第十一條の規定を適用する場合及び同法第十二条第二項第一号において例による場合を含む。）及び第十二条第二項の規定は、昭和四十二年以降の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十一年以前の年の所得による支給の停止による。

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事栗山秀君。

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事栗山秀君。

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事栗山秀君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事栗山秀君。

第一に、障害福祉年金額を現行の三万円から三万二千四百円に、母子福祉年金及び母子福祉年金額を二万四千円から二万六千四百円に、老齢福祉年金額を一万九千二百円から二万四百円に、また児童扶養手当及び特別児童扶養手当の月額を一千七百円から一千九百円に引き上げること

第二に、支給対象者本人の所得による支給制限の基準額を二十六万円から二十八万円に引き上げることとし、支給対象者の配偶者及び扶養義務者の所得による支給制限の基準額を九十三万二千五百円から百五万五千円に引き上げること

第三条第一項中「昭和四十年度」を「昭和四十二年」に改める。

右
内閣総理大臣 佐藤 築作
昭和四十三年三月二十二日

○議長（石井光次郎君） 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（石井光次郎君） 採決いたしました。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長（石井光次郎君） 採決いたしました。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井光次郎君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）
第三十八条の一部を次のように改正する。
附則に次の二条を加える。

第一条 治山治水緊急措置法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条 治山治水緊急措置法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に交付したもの又は当該計画に付した補助金等の交付（昭和四十二年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十三年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越しの予算による補助金等の交付を含む。）は、そ

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井光次郎君） 御異議なしと認めます。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長（石井光次郎君） 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題としない、委員長の報告を提出する。

（内閣提出）
内閣提出、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題としない、委員長の報告を提出する。

商工委員

西風 熱君

佐野 遼君

浅井 美幸君

通信委員

予算委員

佐々木更三君

横山 利秋君

谷口善太郎君

(特別委員辞任)

一、昨十六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

正木 良明君

沖縄及び北方問題等に関する特別委員

西風 熱君

多賀谷寅次君

斎藤 実君

(特別委員補欠選任)

鈴切 康雄君

災害対策特別委員

多賀谷寅次君

沖縄及び北方問題等に関する特別委員

西風 熱君

(議案提出)

一、昨十六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

鈴切 康雄君

沖縄及び北方問題等に関する特別委員

多賀谷寅次君

沖縄及び北方問題等に関する特別委員

西風 熱君

(議案提出)

一、昨十六日、議員から提出した議案は次の通りである。

陸上交通安全基本法案(松本忠助君外一名提出)

正木良明君

海上交通安全対策基本法案(山下榮二君外一名提出)

多賀谷寅次君

海上交通安全対策基本法案(大久保武雄君外四名提出)

西風 熱君

(議案提出)

一、昨十六日、議員から提出した議案は次の通りである。

海上交通安全基本法案(松本忠助君外一名提出)

正木良明君

海上交通安全対策基本法案(大久保武雄君外四名提出)

西風 熱君

(議案提出)

一、昨十六日、参議院に送付した条約は次の通りである。

日本国とニーダー・ジーランドとの間の漁業に関する協定の締結について承認を求める件

多賀谷寅次君

日本国とメキシコ合衆国の領海に接続する水域における漁業に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件

佐々木更三君

(議案提出)

一、昨十六日、予備審査のため次の本院議員提出

(議案の要旨及び目的)

本案は、「旧令による共済組合等からの年金受給者及び六十五歳未満の遺族年金受給者のうち妻、子又は孫のうち妻、子又は孫であるものにあつては

三十一年度における年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)」に改め、年金額を引き上げること。

案を参議院に送付した。
 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案
 (社会労働委員長提出)
 一、昨十六日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案
 一、昨十六日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
 農林省設置法の一部を改正する法律案
 砂利採取法案
 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案
 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案
 (議案通知)
 一、昨十六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
 電気用品取締法の一部を改正する法律案
 社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案
 (緊急質問提出)
 一、今十七日、提出した緊急質問は次の通りである。
 一九六八年十勝沖地震に関する緊急質問(田中正巳君提出)
 北海道、東北地方における大地震に関する緊急質問(児玉末男君提出)
 十勝沖大地震に関する緊急質問(吉田之久君提出)
 (議案提出)
 一、昨十六日、参議院に送付した条約は次の通りである。
 陸上交通安全基本法案(松本忠助君外一名提出)
 陸上交通安全対策基本法案(大久保武雄君外四名提出)

(1) 年金額の改定
 一、旧令特別措置法及び旧法に基づく年金受給者の退職年金等について、昭和四十二年十月に実施した年金額改定の基礎である俸給の増額率(以下「俸給の増額率」という。)十%(七十歳以上の年金受給者については二十八・五%)、六十五歳以上七十歳未満の年金受給者及び六十五歳未満の遺族年金受給者のうち妻、子又は孫であるものについては二十九%)を三十%(七十歳以上の年金受給者については三十五%)、六十五歳以上七十歳未満の年金受給者及び六十五歳未満の遺族年金受給者のうち妻、子又は孫であるものについては二十八・五%)に改め、年金額を引き上げること。
 (2) 新法に基づく退職年金等について、俸給の増額率十%(同法の施行日前の期間に係る額の算定については、七十歳以上の年金受給者があつては二十八・五%)、六十歳未満の年金受給者及び六十五歳未満の年金受給者のうち妻、子又は孫であるものにあつては二十%)を二十%(同年度において約三億四千七百万円と見込まれているが、このうち追加費用として措置される部分を除き、旧今年金関係の増加所要額約七千八百万円は、昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。また、右修正に伴う増加所要額は、平年度において約四百八十万円と見込まれるが、追加費用として措置される。

三、本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費
 年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和四十三年度において約三億四千七百万円と見込まれているが、このうち追加費用として措置される部分を除き、旧今年金関係の増加所要額約七千八百万円は、昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。また、右修正に伴う増加所要額は、平年度において約四百八十万円と見込まれるが、追加費用として措置される。

四、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意

見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、水田大蔵大臣より、本修正に対し「恩給受給者と共済年金受給者との均衡上、やむを得ないものと考える。」旨の意見が述べられた。右報告する。

昭和四十三年五月十七日

大蔵委員長 田村 元
衆議院議長 石井光次郎殿

[別紙]

(小字及び一は修正)

(昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一改正)

第一条 昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

第一条第五項中「第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項又は第四項」を「第一項又は第六項」に、「から第四項まで」を「第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける年金について

は、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてある別表第一の仮定俸給(次項又は第六項において準用する前条第

3 前二項の規定の適用を受ける年金について

は、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基礎としたものとした場合において、その改定年金額を改定したもののとした場合において、その改定年金額の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に對応する

の規定により年金額を改定したもののとした場合において、その改定年金額の算定の基礎と

なるべき仮定俸給)に對応する別表第一の二

の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適

用して算定した額に改定する。

第二条第四項中「から第五項まで」を「及び第

四項から第六項まで」に改め、「第一項」の下に

「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、

同条第三項中「前項第二号」を「第三項第一号」又

は前項において読み替えられた同号)に、「同

号」を「それぞれ第三項第二号又は前項において

読み替えられた同号」に、「同項」を「前二項」に

改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中

「前項又は第四項」を「第一項又は第六項」に、「から第四項まで」を「第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項又は第六項において準用する前条第

四項若しくは第五項の規定により改定した前

項各号に掲げる年金の額が、同項第一号中

「別表第四」とあるのは「別表第四の二」と、同

項第二号中「十万二千円」とあるのは「十一万

千円」と、「十一万九千円」とあるのは「十二万

五千五百円」と、「十一万円」とあるのは「十

一万九千円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その額をその読み替えられ

た当該各号に掲げる額に改定する。

第二条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける年金について

は、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてある別表第一の二の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た額として、それぞれ第一項若しくは第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

六項の規定により次項各号に掲げる年金額又は

従前の年金額をもつて改定年金額とした年金について、前項又は第六項において準用す

る同条第二項の規定により年金額を改定した

ものとした場合において、その改定年金額の

算定の基礎となるべき仮定俸給)に對応する

別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなし、前

項の規定に準じて算定した額に改定する。こ

の場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の二」と読み替えるものとす

る。第三条第三項中「第五項」を「第六項」に、「前

項」を「第一項」に、「及び第三項」を「から第六

項まで」に改める。

第四条第六項中「又は第四項」を、「第二項(前

項において準用する場合を含む。)」又は第五項

に、「第二項又は第三項」を「第三項又は第四項

(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「次

条第二項」を「次条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「次

条第二項」を「前項」に、「第二項」を「前二項

に、「第五項」を「第六項」に、「前二項」を「前三

項」に、「第四条第二項」を「第四項(第三項)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前

項」を「前二項」に、「額は、前項」を「額は、

昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分ま

で、第一項に、「として同項」を「と、前項においては、第一項に、「として同項」を「と、

同年十月分以後については、前項においては、

金額を加えて得た額として、それぞれ第一項

は「前項」に、「第一項第三項」を「第一項第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四項」を「第五項」に、「次項」を「第三項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける年金について

は、昭和四十三年十月分以後、その額を同項

の規定に準じて算定した額に改定する。この

場合において、同項第一号中「一・一」とある

のは「一・二」と、同項第二号中「仮定俸給年額」とあるのは「額で恩給法等の一部を改正す

る法律(昭和四十三年法律第〇四八〇号)附則

別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げ

るものに對応するこれらの表の下欄に掲げる

仮定俸給年額」と、同項第三号中「仮定俸給」とあるのは「額で別表第一の二の上欄に掲げる

ものに對応する同表の下欄に掲げる仮定俸

給」と読み替えるものとする。

第五条の見出し中「昭和四十二年」を「昭和四十三年」に改め、同条第四項中「前二項」を「前各

項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三

項、第四項及び第七項」に、「第一項」を「前二

項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三

項、第四項及び第七項」に、「第一項」を「前二

項」に改め、同項を同条第五項及び第六項の規定

は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定

について、それぞれを削り、同項を同条第五項

に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前二項」に、「額は、前項」を「額は、

昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分ま

で、第一項に、「として同項」を「と、前項においては、第一項に、「として同項」を「と、

同年十月分以後については、前項においては、

金額を加えて得た額として、それぞれ第一項

は「前項」に、「第一項第三項」を「第一項第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四項」を「第五項」に、「次項」を「第三項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける年金について

は、昭和四十三年十月分以後、その額を同項

の規定に準じて算定した額に改定する。この

場合において現に支給されているものについて準

用する。

第五条第一項中「次項」を「第三項」に改め、

「遺族年金」の下に「(次項においては、昭和三十五年四月一日以後の年金)」を加え、同項

において現に支給されているものについて準

用する。

2 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四

十三年九月三十日において現に支給されてい

るものについては、同月十月分以後、その額

を前項の規定に準じて算定した額に改定す

る。この場合においては、前条第二項後段の

規定を適用する。

別表第一の次に次の二表を加える。

第五条第一項中「次項」を「第三項」に改め、

「遺族年金」の下に「(次項においては、昭和三十五年四月一日以後の年金)」を加え、同項

において現に支給されているものについて準

用する。

2 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四

十三年九月三十日において現に支給されてい

るものについては、同月十月分以後、その額

を前項の規定に準じて算定した額に改定す

る。この場合においては、前条第二項後段の

規定を適用する。

別表第一の次に次の二表を加える。

別表第一の二

昭和四十三年五月十七日

号議案に関する報告書

別表第一の仮定俸給	仮定俸給
一〇、二七〇	一〇、三一〇円
九、四六〇	一〇、六〇〇
九、七三〇	一〇、八五〇
九、九五〇	一一、一〇〇
一〇、四六〇	一一、四一〇
一〇、八三〇	一一、八一〇
一一、三五〇	一二、三八〇
一一、九〇〇	一二、九八〇
一二、四四〇	一二、五七〇
一三、〇〇〇	一四、一八〇
一三、五四〇	一四、七七〇
一四、〇九〇	一五、三七〇
一四、四五〇	一五、七六〇
一四、七九〇	一六、一四〇
一五、二〇〇	一六、五八〇
一五、七八〇	一七、二一〇
一六、二六〇	一七、七四〇
一六、七三〇	一八、二五〇
一七、二九〇	一八、八六〇
一七、八六〇	一九、四八〇
一八、四八〇	二〇、一五〇
一九、〇九〇	二〇、八三〇
一九、三五〇	二一、六八〇
一九、八八〇	二二、一〇〇
二〇、九九〇	二三、九〇〇

別表第一の次に次の二表を加える。

備考	五九、八五〇 六一、四三〇 六四、四六〇 六七、五三〇 六九、〇六〇 七〇、五六〇 七三、五九〇 七四、九八〇 七六、六三〇 七九、六八〇 八一、九八〇 八二、九八〇 八四、六九〇 八六、三一〇 八八、〇〇〇 八九、六三〇 九一、九四〇 九七、八八〇 九九、五七〇	六五、二九〇 六七、〇一〇 七〇、三三〇 七三、六六〇 七五、三四〇 七六、九七〇 八〇、二八〇 八一、八〇〇 八三、六〇〇 八六、九一〇 九〇、五三〇 九二、三九〇 九四、一五〇 九六、〇〇〇 九七、七八〇 一〇一、三九〇 一〇五、〇〇〇 一〇六、七八〇 一〇八、六二〇	一〇、三三〇円 一〇、六〇〇 一〇、八五〇 一一、二〇〇 一一、四一〇 一二、三八〇 一二、九八〇 一三、五七〇 一四、一八〇 一四、七七〇 一五、三七〇 一五、七六〇 一六、一四〇 一六、五八〇 一七、二一〇 一七、七四〇 一八、二五〇 一八、八六〇 一九、四八〇 二〇、一五〇 二〇、八三〇 二一、六八〇 二二、二〇〇 二三、九〇〇 二六、五七〇
----	--	--	---

別表第一の二

別表第一の二の仮定俸給	第一欄	第二欄
	第一欄	第二欄
一、二九〇円	七三〇円	一、三三〇円
一、三三〇円	七五〇円	一、三六〇円
一、三六〇円	七七〇円	一、四〇〇円
一、四〇〇円	八一〇円	一、四三〇円
一、四三〇円	八四〇円	一、四五〇円
一、四五〇円	八八〇円	一、五六〇円
一、五六〇円	九二〇円	一、六一〇円
一、六一〇円	九七〇円	一、七〇〇円
一、七〇〇円	一〇〇〇円	一、七七〇円
一、七七〇円	一〇五〇円	一、八五〇円
一、八五〇円	一〇九〇円	一、九三〇円
一、九三〇円	一一〇〇円	一、九八〇円
一、九八〇円	一一一〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一一五〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一一七〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一二〇〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一二二〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一二六〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一二九〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一三〇〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一三四〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一三八〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一四〇〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一四三〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一四八〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一五三〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一五八〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一六三〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一六八〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	一九五〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二〇〇〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二〇五〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二一〇〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二一五〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二二〇〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二二八〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二三〇〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二三六〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二四〇〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二五〇〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二六〇〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二七〇〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二七八〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二九〇〇円	一、一〇〇〇円
一、一〇〇〇円	二九五〇円	一、一〇〇〇円

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の仮定俸給の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一一〇分の一一〇を乗じて得た金額（一〇〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

一、七七〇	六七〇一〇	八三八〇
一、七九〇	七〇三三一〇	八、七九〇
一、八六〇	四、九八〇	九三一〇
一、九六〇	五、二二一〇	九、四一〇
二、〇七〇	五、三三一〇	九、六三〇
二、一〇〇	一〇、〇三一〇	一〇、〇三一〇
二、一〇〇	一〇、一三一〇	一〇、一三一〇
二、一二〇	一〇、八七〇	一〇、八七〇
二、一八〇	八一、八〇〇	八一、八〇〇
二、二四〇	八三、六〇〇	八三、六〇〇
二、二九〇	八六、九二〇	八六、九二〇
二、四二〇	九〇、五三一〇	九〇、五三一〇
二、四八〇	九二、三九〇	九二、三九〇
二、五五〇	九四、一五〇	九四、一五〇
二、六八〇	六、五四〇	六、五四〇
二、七八〇	六、六七〇	六、六七〇
二、八〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇
二、八三〇	六、九三〇	六、九三〇
二、九四〇	七、一八〇	七、一八〇
三、〇九〇	七、三四〇	七、三四〇
三、一二〇	一三、五六〇	一三、五六〇
三、三四〇	一三、五八〇	一三、五八〇
三、六一〇	一三、六八〇	一三、六八〇
三、七八〇	一三、一三〇	一三、一三〇
三、八三〇	一三、三四〇	一三、三四〇
三、九七〇	一三、五八〇	一三、五八〇
四、一五〇	一四、一五〇	一四、一五〇
四、二四〇	一〇一、三九〇	一〇一、三九〇
四、三八〇	一〇五、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
四、四九〇	一〇六、七八〇	一〇六、七八〇
四、七二〇	一〇八、六二〇	一〇八、六二〇
五、〇〇〇	七、七〇〇	七、七〇〇
五、一九〇	七、四四〇	七、四四〇
五、四五〇	七、五六〇	七、五六〇
五、七二〇	七、七〇〇	七、七〇〇
五、八八〇	一三、五六〇	一三、五六〇
六、〇四〇	一三、五八〇	一三、五八〇
六、三六〇	一三、六八〇	一三、六八〇
六、六八〇	一三、一三〇	一三、一三〇
六、七四〇	一三、三四〇	一三、三四〇
七、〇〇〇	一三、五八〇	一三、五八〇
七、三三〇	一三、六二〇	一三、六二〇
七、六四〇	一三、六八〇	一三、六八〇
七、九六〇	一三、七二〇	一三、七二〇
八、一六〇	一三、七五〇	一三、七五〇
一、四、九二〇	一、七七〇	一、七七〇
一、五、二七〇	一、八六〇	一、八六〇
一、九六〇	二、〇七〇	二、〇七〇
二、九、一七〇	二、七六〇	二、七六〇
二、九、九四〇	二、九四〇	二、九四〇
三、〇、六七〇	三、一六〇	三、一六〇
三、一、七三〇	三、二八〇	三、二八〇
三、一、三四〇	三、四六〇	三、四六〇
三、六五〇	三、六五〇	三、六五〇
三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇
三、八三〇	三、八三〇	三、八三〇
三、九七〇	三、九七〇	三、九七〇
三、五、〇三〇	三、九五〇	三、九五〇
三、五、九五〇	三、七五〇	三、七五〇
三、九、五六〇	三、九、五六〇	三、九、五六〇
四、〇、〇三〇	四、一、五二〇	四、一、五二〇
四、〇、〇三〇	四、二、六四〇	四、二、六四〇
四、〇、〇三〇	四、五、七四〇	四、五、七四〇
四、〇、〇三〇	四、七、〇四〇	四、七、〇四〇
四、〇、〇三〇	四、八、三一〇	四、八、三一〇
四、〇、〇三〇	五〇、八七〇	五〇、八七〇
五、〇、八七〇	五、一九〇	五、一九〇
五、三、四四〇	五、四五〇	五、四五〇
五、三、九五〇	五、七二〇	五、七二〇
五、五、九九〇	五、八八〇	五、八八〇
五、五、五六〇	六、六八〇	六、六八〇
五、八、一五〇	六、七四〇	六、七四〇
六、一、一三〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
六、三、六八〇	七、三三〇	七、三三〇
六、五、二九〇	七、六四〇	七、六四〇
六、五、二九〇	八、一六〇	八、一六〇

備考

別表第一の二の仮定俸給の額が一〇、三一〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に、一二〇分の八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一二〇分の一五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三の次に次の表を加える。

別表第三の二

別表第一の二の下欄に掲げる仮定俸給	率
六三、六八〇円以上のもの	二一・六割
五八、五六〇円をこえ六三、六八〇円未満のもの	二二・三割
五五、九九〇円をこえ五八、五六〇円以下のもの	二三・〇割
五三、九五〇円をこえ五五、九九〇円以下のもの	二三・二割
三七、七五〇円をこえ五三、九五〇円以下のもの	二三・四割
三五、九五〇円をこえ三七、七五〇円以下のもの	二三・九割
三三、三四〇円をこえ三五、九五〇円以下のもの	二四・五割
二六、二九〇円をこえ三三、三四〇円以下のもの	二五・二割
二五、一七〇円をこえ二六、二九〇円以下のもの	二五・七割
二三、五七〇円をこえ二五、一七〇円以下のもの	二六・一割
二二、九〇〇円をこえ二三、五七〇円以下のもの	二七・二割
二一、二〇〇円をこえ二二、九〇〇円以下のもの	二七・五割
一九、四八〇円をこえ二一、二〇〇円以下のもの	二七・九割
一七、二一〇円をこえ一九、四八〇円以下のもの	二八・三割
一六、五八〇円をこえ一七、二一〇円以下のもの	二九・〇割
一五、七六〇円をこえ一六、一四〇円以下のもの	二九・九割
一五、三七〇円をこえ一五、七六〇円以下のもの	三〇・六割
一四、七七〇円をこえ一五、三七〇円以下のもの	三〇・九割
一四、一八〇円をこえ一四、七七〇円以下のもの	三一・三割
一四、一八〇円以下のもの	三一・九割

別表第四の次に次の二表を加える。

別表第四の二

障 害 の 等 級	年 金 額
一	四〇六、〇〇〇円
二	三一九、〇〇〇円
三	二六四、〇〇〇円
四	一五四、〇〇〇円
五	一八九、〇〇〇円
六	一八、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表

第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一九九、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「二二一、五〇〇円」と読み替えるものとする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、第二条中国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百一十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ニ中「第四十一条の二若しくは第四十二条第一項第三号(第四十三条において準用する場合を含む)を若しくは第四十一条の二に改める。
第十五条第一項及び第三項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に改めること。

第三十三条中「九万四千九十四円」を「九万九千三百五十八円」に改める。

別表中「三七〇、二〇〇円」を「三八九、四〇〇円」に、「一六九、二〇〇円」を「一七八、四〇〇円」に改める。

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という)第二条第一項第七号に規定する更新組合員(同法第四十一条第一項に掲げる者及び同法第四十二条第一項に規定する更新組合員を含む)が昭和四十四年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、風給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十八号)第二条の規定による改正後の風給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下この条において「改正後の法律第百五十五号」という)附則第四十二条第一項第三号(同法附則第四十三条において準用する場合を含む)第三項において同じ)及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金、減額退職年金、喪葬年金又は遺族

法律案」に対する修正内容に準じ、外国政府職員又は外国特殊法人職員としての最短年金年限を「三十一年」とする在職期間について、昭和四十四年一月以後共済組合員期間に算入する措置を講ずることが適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和四十三年度において三公社で約九億三千二百万円と見込まれているが、追加費用として措置される。また、右修正に伴う増加所要額は、平年度において三公社で約六百八十五万円と見込まれるが、追加費用として措置される。

右報告する。

昭和四十三年五月十七日

大蔵委員長 田村 元
衆議院議長 石井光次郎殿
〔別紙〕
附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。
(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

2 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)の一部を次のようにより改正する。
(公共企業体職員等共済組合法の改正に伴う経過措置)

3 共同企業体職員等共済組合法附則第四条第一項に規定する更新組合員(同法附則第二十六条第一項において準用する組合員及び当該更新組合員又は組合員であつた者で再びもとの共済組合の組合員となつたものを含む。以下この項において「更新組合員等」という)であつた者(更新組合員等で死亡したものを含む。以下この項において同じ)又はその遺族で、昭和四十三年十二月三十一日において現に同法の規定により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有するものについての通算について検討すること。

一 外国政府、外国特殊法人に在勤した雇用員期間についての通算について検討すること。

法律案」に対する修正内容に準じ、外国政府職員又は外国特殊法人職員としての最短年金年限を「三十一年」とする在職期間について、昭和四十四年一月以後共済組合員期間に算入する措置を講ずることが適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和四十三年度において三公社で約九億三千二百万円と見込まれているが、追加費用として措置される。また、右修正に伴う増加所要額は、平年度において三公社で約六百八十五万円と見込まれるが、追加費用として措置される。

右報告する。

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 公的年金のスライド制についての調整規定の運用については、今年度中に結論を得ることを目指として公的年金制度調整連絡会議において検討し、具体的対策を進める。

一 国家公務員共済組合連合会の運営については、加入組合員の意向が評議員会に十分反映できることを図るために、方針につき具體化を進めること。

一 共済組合の給付に要する費用については、他の社会保険制度との均衡を考慮して、短期給付及び長期給付とともにその改善に努めること。

一 公的年金の最低保障額について、これが適正な均衡と引上げについて検討すること。

一 国家公務員共済組合法の年金額の算定の基礎となる俸給については、他の社会保険及び共済制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

一 旧令共済組合員期間を有する者に関する特例老齢年金については、年金制度の通算を図る際、検討すること。

一 遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に限られているが、その取扱いにつき、実情に即したこと。

いて、当該年金に係る更新組合員等であつた者の組合員期間の計算につき恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十九号)第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十五号)、次項において「法律第二百五十五号」という)附則第四十二条(同法附則第三十三条において準用する場合を含む)及び改正後の公共企業体職員等共済組合法の規定を適用するとしたならば当該年金の年額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和四十四年一月分から、当該年金の年額を改定する。

前項の規定は、法律第二百五十五号附則第二十四条の四第一項各号に掲げる者については、適用しない。

〔別紙〕

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する附帯決議

いて、当該年金に係る更新組合員等であつた者の組合員期間の計算につき恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十九号)第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十五号)、次項において「法律第二百五十五号」という)附則第四十二条(同法附則第三十三条において準用する場合を含む)及び改正後の公共企業体職員等共済組合法の規定を適用するとしたならば当該年金の年額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和四十四年一月分から、当該年金の年額を改定する。

一 議案の要旨及び目的

本案は、国民年金制度、児童扶養手当制度及び特別児童扶養手当制度の内容の充実をはかるため、福祉年金額及び手当額を引き上げるとともに、所得による支給制限の緩和を行なおうとするものである。

その要旨は次のとおりである。

(一) 国民年金法の一部改正に関する事項

1 福祉年金額の引上げ

(1) 障害福祉年金の額を三万円(月額一千五百円)から三万二千四百円(月額二千七百円)に引き上げること。

(2) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を二万四千円(月額二千円)から二万六千四百円(月額二千二百円)に引き上げること。

(3) 老齢福祉年金の額を一万九千二百円(月額一千六百円)から二万四百円(月額一千七百円)に引き上げること。

2 所得制限の緩和

(1) 受給権者本人の所得による支給制限の限度額を二十六万円から二十八万円に引き上げることとともに、支給対象者が児童を扶養する場合において加算する額を一人につき六万円から七万円に引き上げること。

(2) 支給対象者の配偶者又は支給対象者と生計を同じくする扶養義務者の所得による支給制限の基準額を、その配偶者又は扶養義務者の扶養親族数に応じて緩和し、扶養親族が五人である場合の基準額を九十三万二千五百円から百五万五千円に引き上げること。

一 運用が行なえるよう検討すること。

一 組合員が退職後一定期間内に発病した場合において、他の医療保険制度との関連を考慮しつつ、医療給付が行なえるよう具体的措置を講ずるよう努めること。

一 組合員が退職後一定期間内に発病した場合において、他の医療保険制度との関連を考慮しつつ、医療給付が行なえるよう具体的措置を講ずるよう努めること。

一 手当額の引上げ

百円から一千九百円に、一人の場合は月額二千四百円から二千六百円に、三人以上の場合は月額二千四百円に三人以上の児童一人につき四百円を加算した額から二千六百円に三人以上の児童一人につき四百円を加算した額に引き上げること。

親族が五人である場合の基準額を九十三万二千五百円から百五万五千円に引き上げること。

一 児童扶養手当法の一部改正に関する事項

手当額の引上げ

百円から一千九百円に、一人の場合は月額二千四百円から二千六百円に、三人以上の場合は月額二千四百円に三人以上の児童一人につき四百円を加算した額から二千六百円に三人以上の児童一人につき四百円を加算した額に引き上げること。

一 開提出に関する報告書

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国民年金制度、児童扶養手当制度及び特別児童扶養手当制度の内容の充実をはかるため、福祉年金額及び手当額を引き上げるとともに、所得による支給制限の緩和を行なおうとするものである。

その要旨は次のとおりである。

(一) 国民年金法の一部改正に関する事項

1 福祉年金額の引上げ

(1) 障害福祉年金の額を三万円(月額一千五百円)から三万二千四百円(月額二千七百円)に引き上げること。

(2) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を二万四千円(月額二千円)から二万六千四百円(月額二千二百円)に引き上げること。

(3) 老齢福祉年金の額を一万九千二百円(月額一千六百円)から二万四百円(月額一千七百円)に引き上げること。

2 所得制限の緩和

(1) 支給対象者の所得による支給制限の限度額を二十六万円から二十八万円に引き上げることとともに、支給対象者が児童を扶養する場合において加算する額を一人につき六万円から七万円に引き上げること。

(2) 支給対象者の配偶者又は支給対象者と生計を同じくする扶養義務者の所得による支給制限の基準額を、その配偶者又は扶養義務者の扶養親族数に応じて緩和し、扶養親族が五人である場合の基準額を九十三万二千五百円から百五万五千円に引き上げること。

一 特別児童扶養手当法の一部改正に関する事項

1 手当額の引上げ

手当額を児童一人につき月額千七百円

から千九百円に引き上げること。

2 支給制限の緩和

手当と同様の改正を行なうこと。

一 議案の可決理由

福祉年金、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給制限の緩和につき、児童扶養

手当と同様の改正を行なうこと。

当について、その額を引き上げるとともに所得による支給制限の緩和をすることは時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度一般会計予算(厚生省所管)に福祉年金給付費財源織入として六百三億一千四百四十二万二千円(改善分二十億一千七百八十八万二千円)、児童扶養手当給付費として三十億三千二十五万六千円(改善分九千三百四十一万三千円)及び特別児童扶養手当給付費として三億八千百九十三万四千円(改善分一千百二十八万五千円)が計上されている。

右報告する。

昭和四十三年五月十七日

社会労働委員長 八田 貞義

[別紙]

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ今後すみやかに左記事項を実現するよう努力すべきである。

一 各年金の年金額を大幅に引き上げること。

二 老齢年金、老齢福祉年金の支給開始年齢を引き下げること。

三 福祉年金の給付制限を大幅に緩和すること。

四 年金額、保険料、給付要件、受給対象等すべての面において社会保障の精神に従つて改善すること。

五 他の公的年金制度とともにスライド制の確立すること。

六 以上五項目の実現のため大幅な国庫支出を行なうこと。

七 捐出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が十分反映できるようにし、被保険者との面において社会保障の精神に従つて改善すること。

八 保険料の免除を受けたものの年金給付については、さらに優遇の措置を講ずること。

九 年金制度における国際間の適用及び期間通算について国際的に措置を講ずること。

十 さらに政府は、児童の権利を確立し福祉を増進するため左記事項につきすみやかに実現するよう努力すること。

十一 児童手当に関する法律を昭和四十四年度から実現に努めること。

十二 児童扶養手当及び特別児童手当の額の引上げ、所得制限の緩和を国民年金の改善と同時に実現に努めること。

十三 特別児童手当は、公的年金と併給すること。

十四 特別児童手当の支給事由となる障害の範囲を拡大すること。

五 死別、生別の如何を問わず母子家庭の援護に差別をつけないようにすること。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、近時におけるわが国経済の発展に対する影響者による影響が十分反映できるようにし、被保険者の意向が十分反映できるようにし、被保険者との面において社会保障の精神に従つて改善すること。

二 本案は、新たに昭和四十三年度を初年度とする治山事業五箇年計画の案を、建設大臣は、新たに昭和四十三年度を初年度とする治水事業五箇年計画の案を、それぞれ作成し、開議の決定を求めるもので、その内容は、次のとおりである。

1 農林大臣は、新たに昭和四十三年度を初年度とする治山事業五箇年計画の案を、建設大臣は、新たに昭和四十三年度を初年度とする治水事業五箇年計画の案を、それぞれ作成し、開議の決定を求めるもので、その内容は、次のとおりである。

三 以上に伴い、国有林野事業特別会計法及び治水特別会計法の所要の改正を行なうものとすること。

四 本案は、治山治水体制を確立する措置として、おおむね妥当なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿

建設委員長 加藤常太郎

昭和四十三年五月十七日 衆議院議録第三十五号

明治三十五年三月三十日
種類便物記可日

定額一部二十五円
ただし良質紙は三十円
(配送料共)

発行所
東京都港区赤坂一丁目二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一大代